



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

意見広告

市民意見広告運動はいかなる政党・政治団体にも属さない市民運動です。この広告実現のために全国から寄せられた賛同票(4月10日集計時)は、9,011件です(匿名希望も含む)。その一人ひとりの意見からこの広告は生まれています。

武力で平和は つukれない!

日本国憲法 第9条

【戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認】

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法 第13条

【個人の尊重・幸福追求権】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

敗戦80年と憲法

沖縄地上戦、各地への空襲、広島と長崎への原爆投下。その他全土に及んだ悲惨な戦禍のあと日本は1945年、ようやく無条件降伏を受け入れ、15年にも及んだ戦争を終えました。敗戦後、アジア・太平洋で多くの人びとのいのちと暮らしを奪った侵略行為を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように定めたのが日本国憲法です。

それから80年、しかし今、沖縄、南西諸島、九州他へ加速する自衛隊・米軍の基地建設と軍備強化など、日本は戦争の準備に突き進んでいます。政府は戦艦地攻撃能力を持つ長射程ミサイルの2025年度内先行配備先に九州を検討していることを明らかにし、現在がなぜジュネーブを犯しているイスラエルからの武器輸入さえはかっています。これらは「戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」を定めた憲法9条に明らかに違反した政策であり、私たちは看過できません。

武力は戦争の抑止になりません

政府は日本が米国の「核の傘」の下にあるという理由で核兵器禁止条約に参加せず、オプゾーパー参加と拒んでいます。しかし、広島と長崎に原爆が投下されて80年、第3の核兵器が使われてこなかったのは、核による抑止力の効果ではありません。思い出すたびに身をたぐられるような苦しみと闘いが「自分たちを最後の被爆者に止活動してきた被爆体験者の証言こそが核のタブーを世界に課してきたのです。」

もし、次に核兵器を使用しようとする指導者は「人類の敵」として歴史に汚名を刷りつけて、世界が核のタブーを共有すること、それが抑止力なのです。世界が戦争を厭わない雰囲気になり込まれようとする今、私たちは憲法の理念に立ち返った非軍事による平和構築を求めます。武力で平和はつukれません。

私たちにできること

今、憲法13条や25条が保障する、人びとが人間らしく生きる権利が奪われています。若者たちは安心して子どもを産み育てることができず、原発事故の被害者を見捨てたまま老朽化した原発の再稼働が進められています。日本政府が真先に取るべき政策は、人びとのいのちと暮らしを守ることであり、無制限な軍事力拡大に走ることではないはずです。

戦争をしない未来を100年、200年と続けるためには、私たち主催者が変えることができるし、信じて行動することが大切です。街頭で声をあげたり、街頭で集まる人やグループを応援したり、私たち一人ひとりにできることがあります。今夏行われる参議院選挙やその他の選挙で、憲法を遵守し平和で安心できる社会をつくる政治家党に一票を投じることそのひとつです。日本を再び戦争する前にせよ、非戦の未来を選びましょう。

この意見広告の内容は4月上旬までの情勢をもとにしています



日本国憲法 第25条

【生存権・国の社会的使命】

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

今日は78年目の憲法記念日、全国各地の憲法集会にご参加ください!

『未来は変えられ! 戦争ではなく平和をなくし! 2025憲法大集会』

- 日時:5月3日(土・休) ミニステージ開演11時/メイン集会開始13時/パレード開始14時30分
- 会場:東京・有明防衛公園(ゆかりも有明駅・うかつ・緑国策策場)
- 実行委員:植野妙子(中央大学名誉教授・憲法学者)/田中朝日(日本原水爆被害者団体協議会・代表委員)/石賀茂実(政治経済評論家、元経済産業省官庁)
- あいさつ:市民連合、国会議員
- リレートーク:沖繩課題(崎津空音さん)/ジェンダー(高井ゆりさん)/国際連帯(高橋千鶴さん・遊島美月さん)
- 主催:平和のいのちと人権153憲法集会実行委員会
- 集金詳細(憲法集会2025)で検索

市民意見広告運動/ 市民の意見30の会・東京

市民意見広告運動の活動はすべてボランティアによって支えられています。2000年、イラク戦争に反対する市民の意見広告「武力で平和はつukれない」を新聞面に掲載。以降毎年、多くの賛同による、紙でつなぐ市民の「声」が「声」の力として、憲法9条を掲げた政治団体「憲法改正反対」の声を伝える意見広告の掲載を続けてきました。詳しくはウェブページをご覧ください。

市民の意見30の会・東京は会報「市民の意見」を毎月発行しています。最初の号2008年4月1日に発行されました。

〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206
TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031
Eメール: info@iken30.jp
ウェブページ: https://www.iken30.jp
【常駐スタッフがいませんので、お問い合わせはメール・FAX・お手紙でお願いします】



武力で平和はつukれない！

敗戦80年と憲法

沖繩地上戦、各地への空襲、広島と長崎への原爆投下。その他全土に及んだ悲惨な戦禍のあと日本は1945年、ようやく無条件降伏を受け入れ、15年にも及んだ戦争を終えました。敗戦後、アジア・太平洋で多くの人びとのいのちと暮らしを奪った侵略行為を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように定めたのが日本国憲法です。

それから80年。しかし今、沖繩、南西諸島、九州他で加速する自衛隊・米軍の基地建設と要塞化など、日本は「戦争の準備」に突き進んでいます。政府は敵基地攻撃能力を持つ長射程ミサイルの2025年度内先行配備先に九州を検討していることを明らかにし、現在ガザでジェノサイドを犯しているイスラエルからの武器輸入さえはかっています。これらは「戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」を定めた憲法9条に明らかに違反した政策であり、私たちは看過できません。

武力は戦争の抑止になりません

政府は日本が米国の「核の傘」の下にあるという理由で核兵器禁止条約に参加せず、オプザーバー参加さえ拒んでいます。しかし、広島と長崎に原爆が投下されて80年、第3の核兵器が使われてこなかったのは、核による抑止力の効果ではありません。思い出すたびに身をえぐられるような苦しみと闘いながら「自分たちを最後の被爆者に」と活動してきた被爆体験者の証言こそが核のタブーを世界に課してきたのです。

もし、次に核兵器を使用しようとする指導者は「人類の敵」として歴史に汚名を残すでしょう。世界が核のタブーを共有すること、それこそが抑止力なのです。世界が戦争を厭わない雰囲気になり込まれようとする今、私たちは憲法の理念に立ち返った非軍事による平和構築を求めます。武力で平和はつukれません。

私たちにできること

今、憲法13条や25条が保障する、人びとが人間らしく生きる権利が奪われています。若者たちは安心して子どもを産み育てようとすることができず、原発事故の被害者を見捨てたまま老朽化した原発の再稼働が進

められています。日本政府が真つ先に取るべき政策は、人びとのいのちと暮らしを守ることであり、際限ない軍事力拡大に走ることはないはずです。

戦争をしない未来を100年、200年と続けるためには、私たち主権者が「変えることができる」と信じて行動することが大切です。街頭で声をあげたり、信頼できる人やグループを応援したり、私たち一人ひとりにできることがあります。今夏行われる参議院選挙やその他の選挙で、憲法を遵守し平和で安心できる社会をつくる政治家・党に一票を投じることもそのひとつです。日本を再び戦争する国にさせない、非戦の未来を選びましょう。

◆この意見広告の内容は4月上旬までの情勢をもとにしています

◎掲載日 2025年5月3日（憲法記念日）

◎掲載紙 朝日新聞全国版朝刊、大分合同新聞朝刊、沖縄タイムス朝刊、毎日新聞全国版朝刊、八重山毎日新聞朝刊、琉球新報朝刊

◎賛同伴数 9011（賛同締切日集計、匿名希望を含む）

市民の意見 209号 目次

巻頭 5月3日市民意見広告全文

シリーズ 戦後80年を問う！（Ⅲ）

戦後80年 空襲と原爆

児玉勇二 4

日米軍事同盟の歴史と現在

島川雅史 7

モラトリアム（死刑執行停止）の時代へ

再審法改正・日本の死刑廃止を考える懇話会・大阪の四つの裁判

深田 卓 10

原爆被害をめぐる〈受認論〉の80年

山口 響 13

■イスラエルの攻撃と、

ジェンダーに基づく暴力

片山亜紀 17

運動の現場から

基地はいらない！ 実戦司令部などもつてのほか！

―自衛隊との連携戦闘司令部の配備は許さない

板倉 博 21

国民保護訓練は本当に「国民」を守るのか？

―2025年2月4日に東京都品川区で開催された

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を事例として

渥美昌純 25

■文化

連載 皇室情報の検証⑳

天野恵一 30

連載 〈よそもの〉目線のヒロシマ⑲ 田浪亜央江

本を紹介 「分離はやっぱり差別だよ。」 成田洋樹

青山晴江 36

「原爆と俳句」

●市民意見広告運動事務局だより

●会計報告

●読者のおたより

●編集後記

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト

(有)山猫印刷所

40

39

38

37

36

34

30

戦後80年 空襲と原爆

児玉 勇二

1 はじめに

空襲などによる戦争被害者4団体が4月19日、立法化による救済を求めて東京・銀座をパレードしました。80年前に戦闘は終わったが被害と苦しみは続いている戦争は終わっていないとして、補償や実態調査など残された戦後処理問題の早期解決を求めました。

私は浅草の入谷で生まれ育ち、1歳半の時、東京大空襲を体験しました。あの日、近くの防空壕に避難しようとしたところ断られ、その後、母親におぶられ、死体を踏みながら逃げ回り、最終的にその防空壕は全滅しました。もしあの防空壕に入っていたら、私たちは助からなかったでしょう。小学校時代に親友だったY君は、中学2年生の夏休み、山口県の青海島で「体を鍛えています」と書かれた暑中見舞いを送ってきましたが、その秋、12歳の若さで急死しました。彼の死因は広島原爆で浴びた黒

い雨による白血病だったと聞き彼の突然の死は、私にとって大きなショックでした。私はこの経験から、戦争や原爆についてより深く学ぶようになり、学校の図書館で戦争関連の資料を読み漁りました。

2024年12月10日、新聞各紙に「被団協がノーベル平和賞を受賞」というニュースが流れました。その内容は、「核なき世界へ前進」というもので、核兵器廃絶の実現に向けた努力と、被爆の実相を訴え続ける姿勢が評価されたものでした。同じように空襲被害者の救済を目指して活動している私たち全国空襲被害者連絡協議会も、その活動に共感し、努力を続けています。12月10日のノーベル平和賞授賞式では、田中

2 被団協のノーベル平和賞受賞

熙巳さんが講演を行い、「人類が核兵器で自滅することのないように」「核兵器も戦争もない世界を目指して共に頑張りましょう」と呼びかけました。このメッセージは

世界中に広がり、特に「戦争もない世界」の実現に向けた活動が重要であることを再認識させられました。

3 空襲

①空襲裁判

2007年3月9日、東京大空襲の民間被害者112名が、東京地方裁判所に対して被告国に謝罪と損害賠償を求め、全国130人の代理弁護士がついて、第一次訴訟を、2008年3月10日に、第二次訴訟は原告20名で、総額14億5200万円を求めめる内容です。私が担当した原告の陳述書の一部を紹介します。

空襲での被害体験 渡辺HKさん

燃え上がる火の中、大きな看板のようなものが風にあおられて飛んでくる中を、私は母に手を引かれ歩きました。機銃掃射が私たちに向かって一斉に放たれ、何の遮蔽物もない海岸で、大勢の人が右往左往し、弾の嵐の中を逃げ回りました。私の右手に鋭い痛みが走り、手を見たところ、血がだらだらと流れていました。私が背負っていた弟は、機銃掃射の直撃を頭に受けて死んでいました。弟

は頭も顔もわからなくなり、まるでザク口のようになっていました。泣き声一つあげることなく、小さな身体に血を残して死んでいました。

母も私も、どこへも逃げずにこの家で死ぬことを考えていました。その時、母は何かを感じて腰の方に手を回しました。すると妹は母の背中で静かになっていました。母は血だらけの妹を畳に寝かせ、砂場に置いてきた弟を取り戻しに裸足のまま家を飛び出していききました。妹はまるで母を待っていたかのように、「じゃあちゃん、ぼんぼんが痛いよ。」と、苦しい息の中でつぶやき、それが最後の言葉でした。妹はお腹に貫通弾を受け、太股にも弾のかすり傷がありました。「こんなになっちゃって」と言いながら、母はいつまでも妹を抱いていました。その姿は生涯忘れることができません。

この二人の声は、今も耳に心に焼きついて離れません。毎年3月と7月になると、あの空襲の怖い記憶が蘇ります。機銃掃射でやられたこの指が、嫌でも目に触れるので余計に思い出します。このような戦争の辛い体験は、死ぬまで背負っていかねばならない現実で、私は疲れています。父、妹、弟の死が無駄死ではなかったと、国の偉い方々に言っ

ほしいと願っています。

今も痴呆症の寢床で、あの時のことは鮮明に覚えており、早い空襲被害者援護法案の成立を心から願っています。田中さんが言うように、原爆被害者と同様、空襲被害者としても戦争のない人間社会を願う気持ちは変わりません。

②空襲被害者の立法運動

東京地方、東京高等裁判所は、原告側の敗訴となりました。ただし、これらの判決には前進した点もありました。裁判所は、原告が経験した空襲の悲惨な事実に対して詳細に言及し、被害者の心情に対する理解を示しました。国の責任については、これを解決すべき問題として国会に委ねられるべきだとしました。

敗訴した後、原告団と弁護士団は解散せず、空襲被害者の救済を目指して活動を続けました。2010年に「全国空襲被害者連絡協議会（全国空襲連）」が、国会では超党派議員連盟が結成され、空襲被害者を救済するための「空襲被害者援護法」の制定が強く求められました。2015年には、安倍首相が空襲被害者への対応について国会で議論すべきだと述べ、2021年には菅首相、2022年には岸田首相がそれぞれ、議員立法として進めることを確認しました。議員連盟は、空襲で受けた心身の障害に

対する弔慰金50万円や、調査、国家としての追悼事業、平和記念事業の実施などを盛り込んだ国籍条項を廃した救済法案を2025年5月8日正式決定しました。5月内に各党の手続き、会期末の首相の決断が期待されます。

4 原爆と空襲

①受忍論

田中熙巳代表委員は、ノーベル平和賞の受賞スピーチで「受忍論」の廃止を強く訴えました。受忍論とは、戦争によって受けた被害が国民にとつて「やむを得ない犠牲」として耐え忍ばなければならないという考え方です。この論理は、戦争中に起こった空襲や原爆による被害に対する補償を拒否する理由として日本政府によって使われてきました。田中氏は、この考え方に反対し、戦争を引き起こした国がその責任を取るべきだと訴えました。

受忍論は元々、海外で戦争中に財産を失った人々が補償を求める裁判に関連して登場したもので、戦争による被害は国民が耐え忍ばなければならぬとする立場から始まりました。しかし、これが生命を失った人もいる空襲や原爆被害にも適用され、さらには従軍慰安婦などの対外的な戦後補償問題にも影響を与えてきました。

田中氏は、このような「受忍論」に基づいて戦後補償が行なわれなかったことに抗議し、戦争を引き起こした国が責任を取るべきだという立場を明確にしました。空襲も受任論の最高裁の判決もありましたが、私達東京裁判は受任論を排斥しました。

② 国家補償の拒否

日本政府は、原爆の被害者に対して国家補償を拒んできました。1968年に「原子爆弾被爆者に対する法律」が制定され、被爆者には一部の手当が支給されるようになりましたが、これは社会保障制度の一環に過ぎず、国家としての補償責任を認めただけではありません。特に原爆による死者に対する補償は今も行なわれていません。

田中氏は、この問題を指摘し、国家補償が戦争を引き起こした国による責任であるべきだと述べています。戦争による被害者には国家補償が必要であり、特に民間人に対しては十分な補償が行なわれていないことが問題です。

③ 戦後の補償制度の不公平

戦後、1952年に日本は軍人や軍属、またその遺族に対して補償を行なう「戦傷病者戦没遺族等援護法」を制定しました。これにより、軍人や軍属には補償が行なわれましたが、民間人に対しては補償が行なわれませんでした。この不公平は、戦後す

ぐに議論を呼び、軍人・軍属のみに補償を限定することに批判が集まりました。

また、戦後補償は主に社会保障制度の枠組み内で行なわれ、空襲や原爆、沖縄戦などの民間人被害者には十分な支援が行なわれませんでした。さらに、民間人の補償に關しては、ドイツやイタリアでは戦争の不正義に対する賠償として広範囲に補償が行なわれているのに対し、日本では民間人への補償が非常に限られており、不公平が続いています。

④ 平等の原則と憲法14条

憲法14条では平等が保障されていますが、戦後の補償制度では軍人・軍属には今まで60兆円の手厚い補償があり、民間人には十分な補償がなかったことは憲法に反するという批判が高まりました。特に空襲や原爆などで受けた被害に対して、民間人が差別的に扱われ続けたことは、戦後補償の不公平を象徴しています。

近年、シベリア抑留者や残留孤児などに対して補償が行なわれるようになりましたが、空襲や原爆、沖縄戦などで被害を受けた民間人だけは取り残され、補償が行なわれないままとなっています。これらの被害者に対して適切な補償が行なわれるべきだという主張は、今の立法運動の中でも強く続いています。

⑤ 戦後処理と国家補償の拒否

戦後、日本政府はこれまで戦後補償に關して一部でも新しい補償を認めることで、未処理の戦後補償責任が拡大することを恐れてきました。そのため、補償を行なうことを避ける姿勢を続けてきました。特に、戦前の政府への戦争責任を回避するため、戦後補償に關して政府はその都度「これで終わり」として処理を済ませてきました。被爆者やシベリア抑留者への若干の見舞金も、政府は補償と認めず、社会保障の一部として扱っています。空襲被害者に対しては、これまで国家補償は一貫して行なわれておらず、田中さんがノーベル平和賞の受賞スピーチで「国家補償」を強調した意義は極めて大きいものです。

5 憲法9条と核兵器禁止条約

田中さんが訴える核兵器廃絶と戦争のない社会の実現に向けて、憲法9条と核兵器禁止条約に対する考えを示してきました。被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、世界の反核運動をさらに発展させ、核兵器禁止条約への参加を日本政府に求める活動を軸に広がりを見せています。広島と長崎後の日本の平和憲法(特に前文と9条)は、核戦争を防ぎ、戦争そのものを放棄する理念を掲げているといえます。日本もアメリカ

の核の傘の下の核抑止力によって、「核兵器によって自国の安全を確保する」と核兵器を廃絶しないで核兵器によって人類消滅の方向に導かれているのです。だからこそ核兵器の違法性、核廃絶、戦争の違法性、空襲の民間無差別の戦略爆撃の違法性を問い直しクローズアップさせることが重要です。ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ侵攻においてジェノサイドといえる民間無差別の戦略爆撃、空爆が行なわれ子どもたちが殺され続け、核兵器が空爆が使用される危機的状况にあつて、平和憲法9条と核兵器禁止条約とともに、現代戦争を防ぐための道しるべとなるべきです。

今、世界には軍隊のない国が26カ国あります。核兵器禁止条約の署名国は94、批准国は73になっています。1986年当時約7万発あつた核兵器は現在1万2500発になっていきます。核兵器禁止条約を批准し、日米安保条約を非軍事の対等な条約に変え、自衛隊を非軍事の「災害救助の即応隊」に変え、対立と緊張を強めるのではなく東アジアのASEANのように包摂と対話で戦争の準備でなく理性と信頼の供与を準備することに变え、本当に平和な日本に世界に变えていくためにも、皆さんと頑張つて行きたく考えています。

(こだま・ゆうじ／弁護士)

日米軍事同盟の歴史と現在

島川 雅史

1 日本の再軍備と東西冷戦

日本の再軍備は、占領期に朝鮮戦争に出動した米占領軍の穴埋めとして警察予備隊が発足したという経緯から明らかかなように、米軍の補完戦力として開始された。

その後、陸海空三軍を有する自衛隊へと展開するが、憲法九条との矛盾から、自衛隊は自衛のための実力であり憲法の言う戦力ではないという説明がされた。そして、日本の軍事戦略は、個別的自衛権に基づく「専守防衛」であるとされた。

これは、黎明期の自衛隊の実力に見合う標語でもあつた。攻撃は米軍が、米軍基地と所在する部隊の防護は自衛隊が担任するという、組み合わせである。そして自衛隊の伸長とともに、米軍補助戦力としての役割が増大することになる。

この再生日本軍の特徴をよく表すのが、海・空自衛隊の装備である。海自は対潜・機雷戦艦艇と哨戒機を主力に対潜水艦作戦に特化した編成になり、一国の海軍としては偏った兵力構成となつた。空自は制空戦闘機を主力として、防空を担任した。

2 冷戦期の「三海峡封鎖」作戦

ベトナム戦争を画期として、アメリカの軍事力は財政的要求から縮小を始めた。それにともない、補完戦力である自衛隊に対しては攻撃能力向上が要求され、海空軍力の増強という米国の「外圧」が高まる。

冷戦期の日米軍事戦略としてわかりやすいのが、中曽根政権による「三海峡封鎖」の対米公約である。政権は国内世論対策として、石油輸入ルートなど「シーレーン防衛」を前面に押し出したが実現性は乏しく、戦略の主目的は、ソ連艦隊が宗谷海峡など列島周辺の海峡から太平洋に進出するのを阻止することにあつた。高価な対潜哨戒機を一〇〇機保有して英海軍を超えろと言われた航空攻撃能力は、ソ連海軍主力の潜水艦隊を仮想敵としたものであつた。

チヨークポイントでの機雷封鎖作戦の場合、海峡の半分だけでは用を成さない。ソ連領海への機雷敷設は戦争行為であり、掃海艇や敷設機に対する反撃も当然予想され、日本が宗谷海峡で第三次大戦の火蓋を切る可能性さえあつた。日本は「不沈空母」

として、ソ連海空軍に対抗することを鮮明にしたのである。

3 冷戦後のアメリカ軍事戦略

東西冷戦の崩壊は、膨大な軍備負担を軽減する財政的必要と、「平和の配当」を要求する声もあり、従来の軍事戦略の見直しを迫るものであった。湾岸戦争においては、米国はヨーロッパに駐屯していた対ソ戦用の大軍を中東に転用し、在日米軍なども集結して圧倒的勝利を収めた。しかし戦後のブッシュ(父)政権は、在欧米軍を半減し、陸軍師団の三分の一削減を計画するなど、軍備の縮小に向かった。

世界大戦に代わって地域軍事強国との局地戦争が想定され、イラク・北朝鮮など「ならず者国家」2カ国との戦争に同時対処する兵力を維持する構想であったが、それも難しくなっていく。兵力規模については、その後の政権も概ね縮小方針を引き継いでいる。

冷戦後の米国は、没落過程にあるロシアを主要な脅威とはみなさず、地域の反米国家や軍事大国として台頭する中国を警戒しつつ、従来同様に世界規模の覇権を維持しようとした。縮小する米軍の補完戦力として、同盟国の軍事力が重要度を増すことになる。

4 冷戦後の日米安保戦略

「ナイ報告」と「アーミテージ報告」

日米軍事同盟における冷戦後戦略を定めたとされる、クリントン政権の『第三次東アジア戦略報告』(1995)は、ナイ国防次官補が主導したので「ナイ報告」とも呼ばれる。報告は、アジアを米国の「決定的に重要な国益」がある地域ととらえ、日米同盟がアジア戦略の基軸となることを主張した。

1996年の『日米安保共同宣言』では、冷戦後も日米軍事同盟が両国関係の基軸であることが確認された。「極東」を対象地域とした日米安保条約は、地理的範囲を限定しない「日本周辺事態」における日米共同作戦という文言によって、事実上アジア・太平洋地域の全域に拡大された。1997年の新ガイドラインには、日米共同作戦計画と「共同調整所」という統一指揮機構の整備も盛り込まれている。

2000年には国防大学での超党派の共同研究という形をとった、『合州国と日本』という報告書が出された。日本では中心人物であるアーミテージ元国務副長官の名前を冠して「アーミテージ報告」と通称されているが、米国では「アーミテージ/ナイ報告」とも呼ばれているように、共和党派

と民主党系双方の安保関係者が名を連ねて、米国の本音と総意を示すものであった。

「アーミテージ報告」は、『第三次戦略報告』などの政府文書が言及しなかった、「同盟協力関係の制約となっている」集団的自衛権の禁止という政策を転換して、同盟を

「より緊密化」させることを主張している。そして、日米関係は責務分担の内容が「パワーの分担へと進化する時期」に達していると言いい、結論として、日米同盟が米英関係のような「模範的」同盟に発展することを求めている。つまり、自衛隊は機動遠征軍である米軍の量的不足を補って共に機動遠征できるような、また戦闘の実際に適合する「戦力構成」に転換し、ひいては憲法的制約も取り払って一身同体の関係に飛躍すべきである、と主張しているのである。

5 アフガニスタン・イラク戦争と三自衛隊の海外出動

この「アーミテージ報告」の路線は、9・11事件の生起によって具体化を迫られることになる。アーミテージ国務副長官は日本大使に対して、アフガニスタン侵攻において日本に「シヨウ・ザ・フラッグ(旗を見せる)」を求めた。小泉政権は即座に反応する。『テロ対策特措法』の国会審議中に、米英など多国籍艦隊に対する燃料補給など

を目的として、給油艦と護衛艦で編制された海自部隊が「調査・研究」名目で急派され、特措法の成立とともに任務変更されるという経過をたどった。

国防総省の『同盟国の貢献報告』2000年版は、日本が海軍部隊をインド洋に派遣して兵站と情報支援を提供したと述べ、自衛隊が「戦闘中の作戦を支援」するため海外出動した初例であると特記している。

イラク占領作戦では、日本に対してアーミテージ副長官が「ブーツ・オン・ザ・グラウンド（地上にある靴）」という表現で1000足を要求したとされる。日本は陸自をイラクへ、空自の輸送機部隊をクウェートへ送り、累次にわたってアラビア海に派遣している海自とあわせて人員要求を満たした。三自衛隊に現地での統一指揮機構はなく、事実上、米中央軍の指揮系統に組み込まれていた。

6 中国との新冷戦

冷戦後のアメリカの主要な仮想敵は、大型空母や核ミサイルなど米軍と同種の兵備体系で軍拡を進め、米国に対抗しようとする中国である。

安倍首相は「アーミテージ報告」の路線に添って、米軍防護の名の下に集団的自衛

権へと踏み出し、スタンダード・オフ・ミサイル（*敵の攻撃圏外から発射する長距離ミサイル）という名の「敵基地攻撃能力」獲得を主張し、インド・太平洋地域という概念を掲げて、インドを含めた対中包囲網の形成を図った。

岸田政権は安保三文書の制定によって、極超音速ミサイルなどでスタンダード・オフ攻撃能力を強化すると言いつつ、「日米一体となった抑止力・対処力」、つまり米軍と一体化した集団的自衛権へと歩を進めた。米国以外の「同志国等との運用面における緊密な調整」もうたわわれている（*自衛隊用語の「運用」は「作戦」のこと）。

海自の装備も対潜作戦一辺倒を脱して、対空・対弾道ミサイル戦闘や長距離攻撃能力に優れたイージス艦や、「悲願」であったF-35戦闘機搭載「空母」を導入し、機動遠征軍としての内実を整えつつある。空自も、安倍政権のF-35戦闘機100機購入などによって強化され、米軍との共同作戦能力を進展させている。

7 石破政権

——「二つの戦域」で「前線に立つ」

トランプ政権は、ヨーロッパから後退する姿勢を鮮明にしているが、アジアでは主敵中国に対する包囲網を強化しようとして

いる。

2025年3月に来日したヘグセス国防長官は、台湾海峡を含むインド太平洋地域での中国抑止を続けると宣言した。そして、バイデン政権以来の米軍再編を続行し、在日米軍司令部は統合軍の指揮機能を持つようになり、自衛隊の統合作戦司令部と地域防衛のために即時に共同すると言いつつ、日本は同盟の内部でどのような能力に支出を充当すべきかを考えている「模範的」な同盟国であり、西太平洋で起こる非常事態では「最前線」に立つだろうと述べている。

中谷防衛相は米国防長官に対して、中国に対抗する「ワンシアター（二つの戦域）」という概念を提示して、日米豪韓比の連携を主張したとされる。

石破首相は、就任六日前に保守系・ハドソン研究所の論説欄に寄稿して、中国抑止のためのアジア版NATOを提唱している。日本は安倍政権で「憲法解釈の変更を行ない集団的自衛権の行使を認める閣議決定」をし、「一定の条件を満たせば反撃可能」になった。岸田政権の安保三文書と防衛予算増額は、反撃能力確保を目指している。そして、アジア版NATOでは「米国の核シェアや核の持ち込み」も課題になる、自民党の悲願である憲法改定にも向かうと言いつつ。

石破論文の結論は、アジア版NATOを
目指しながら、当面は「米英同盟並に日米
同盟を強化する」ことである。米英同盟を
模範にせよと言う「アーミテージ/ナイ・
レポート」の提言は、「今、それが可能と
なり、米国と肩をならべて自由主義陣営の
共同防衛ができる状況」となった。

アジア版NATOは全面的な集団的自衛
権の主張であるが、『第三次戦略報告』が
描く、二国間条約をアメリカが束ねるとい
うアジア型同盟体制のほうがアメリカが主
導権を取りやすく、実現性は低い。ただし、
日本の首相が、専守防衛や憲法的制約の無
視を公言している人物であるという意味で
は画期的なことである。その後石破首相は
弁解をしているが、これが本心であろう。
国防長官の言辞も、「模範的」同盟国など、
この論文を意識しているものと思われる。
日本は、西太平洋という一つの戦域で、
米軍に並んで前線に立とうとしている。

*日米安保体制の歴史について詳しくは、島川「ア
メリカの戦争と日米安保体制」第三版、島川「増
補・アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制」
(共に社会評論社)、第一次アーミテージ報告に
ついては、島川「日米安保の再定義から自衛隊
のイラク派遣へ」アメリカ学会編『原典アメリ
カ史』第六巻(岩波書店)参照。

(しまかわ・まさし/歴史学)

モラトリアム(死刑執行停止)の時代へ 再審法改正・日本の死刑廃止を考える懇話会・大阪の四つの裁判

深田 卓

1 35年前に、3年4カ月の死刑執行 停止期間があった

秋葉原歩行者天国にトラックで突入、
通行人を跳ね飛ばした後、ダガーナイフ
で無差別に通行人を殺傷した秋葉原事件
(2008年6月8日)。その事件を起こした
加藤智大さんが死刑を執行されたのが22年
7月26日だった。加藤さんは私も運営委員
をしている大道寺幸子・赤堀政夫死刑囚表
現展に15年から毎年新基軸の作品を寄せて
きて、応募作品が届くのが楽しみな獄中作
家の一人だった。例えば鬱という字をドッ
トに見立ててその集合でA4の紙を埋め尽
くし81枚組み合わせると巨大なイラストが
完成するという「あしたも、がんばろう」
と題する作品を応募してきたこともあつ
た。また自分の人生をラップ調で表現
した「人生ファイナルラップ」は、家族や
社会との折り合いがつかず事件に至る経過
が謳われていて痛ましい。しかし彼は犯し
た行為を反省するそぶりも見せず突っ張り
続け、ただひたすらに作品と向かい合い、

獄中の時間を作品完成に費やしているよう
だった。22年に81点の作品を応募してきた
が、「あとがき」と題されたその最後の1
枚に薄く「ありがとう」と書かれていたこ
とに私たちは胸を打たれたのだった。常に
人を寄せ付けないようにしていた彼の心が
溶け始めていることを感じさせた。そして
それが遺作となった。応募直後の7月26
日、彼は死刑を執行されてしまったからだ。
やっとな事件に、自分に向き合い始めた彼を、
国は殺してしまったのである。

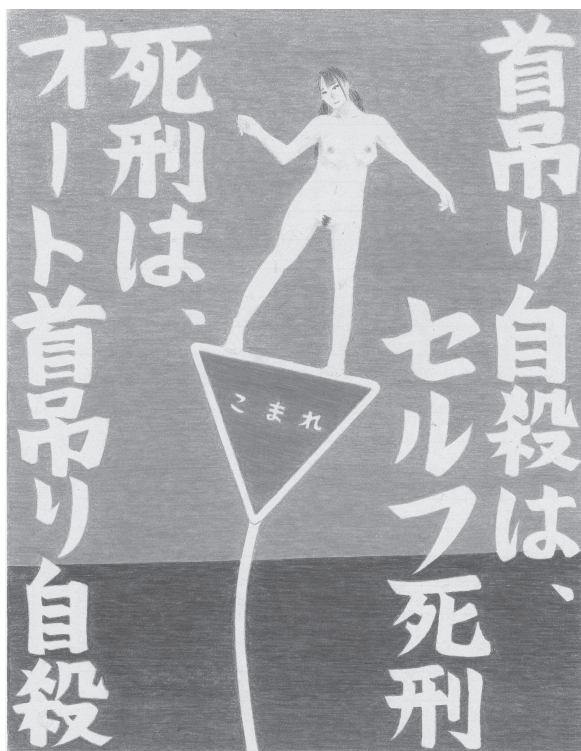
それから3年近く、死刑執行は止まっ
ている。こんなに長期間、執行がなかったの
は1989年8月から93年3月までの3年
4カ月間の執行停止期間以来だ。毎年最低
でも1人、12月末までに執行できなかった
2011年には翌年3月末までの年度内に
執行することで帳尻を合わせて、死刑制度
を堅持しようとしてきたのが法務省だ。な
んと2012年の3月に、執行命令を出し
たのは民主党の小川敏夫であったことも思
い出しておこう。では一体なぜ、いま3年
近く執行できないのか。執行停止期間をさ

らに延ばすために私たちに何ができるかを考えるためにも、1989年から93年までの執行停止期間がなぜ成立したのかを、検討してみたい。

89年12月、国連総会でいわゆる死刑廃止条約（自由権規約第2選択議定書）が可決された。日本政府は、批准しなかったが執行を一時停止し様子見をしていたのだろう。その年の1月には80年代にあった死刑冤罪再審事件の4件目、島田事件の赤堀政夫さんの無罪判決が確定しているから誤判による死刑執行の可能性が証明されていたとも言える。しかし当時は冤罪批判に問題が焦点化されており、運動側も死刑廃止への流れ

は作り出せなかった。

執行停止期間があったのは当時だが法務大臣だったかという事情も大きい。長谷川信法相は病気のため6ヵ月半、あとを継いだ梶山静六法相は3ヵ月という短期の法相に続き、死刑廃止を公言していた浄土真宗僧侶・左藤恵が11ヵ月、法相に就任した。続く田原隆法相が就任した段階ですでに2年間執行が止まっている。執行への熱意を持たぬ限り執行に踏み切れないだけの時間が経っていたのだ。続いて法相となった後藤田正晴は、「死刑が法律にある以上、死刑執行命令書に署名するのは当然、死刑執行命令を下さなかつた前法務大臣は職務怠慢である、死刑制度を否定する者、ためらう者は法相にも総理大臣にもなるべきではない、世論は死刑を支持している」と公言し、執行を再開したのである。これ以降、法相就任会見では死刑執行の意思を訊かれるようになり、死刑執行が法務大臣の職務だという誤った認識が持たれるようになる。



加藤智大「問：抑止力とは？」2022年応募作（提供・死刑廃止のための大道寺幸子・赤堀政夫基金）

2 今なぜ法務省は執行できないのか

・袴田巖さんの再審裁判の進行と無罪判決では今回の3年間の停止はなぜなのか。最大の理由は袴田事件再審裁判の渦中に死刑を執行することがためらわれたからだ。

2023年3月13日に東京高裁の差戻審が再審開始を決定、検察が特別抗告を断念した段階で再審開始が確定し、再審無罪判決が出る可能性が極めて高くなったのだ。確定死刑囚はいつ死刑を執行されてもおかしくはない。しかし冤罪で死刑が確定した人の存在は裁判の無謬性の崩壊だ。裁判の確定判決を前提として法相は死刑執行命令を出してきたのに、それが揺らいでいる。そんな時にはさすがに執行はできなかったのだろう。再審無罪を勝ち取るまで58年間、死刑囚であり続けざるをえなかった袴田巖さんの姿を目にした世論は袴田さんに同情的であった。また大川原化工機事件では無実を主張された方が、病気であるにも拘わらず、釈放されぬまま死を強いられたことも大きく報じられ、司法への不信感が蔓延していた。

袴田巖さんが強いられる不正義は再審法の不備であることは明らかだ。袴田さんに有利な証拠を検察が開示せず、再審開始決定が出ても検察の抗告で取り消され、延々

と時間が経つ。袴田さんの最初の再審開始決定は14年3月27日だったが検察の抗告で18年に取り消され、20年に最高裁で高裁へ差し戻し、高裁で再審開始決定が再度出る。再審裁判のルールがないためにいつまでも放置された後、理由もなく棄却されたりする。再審法の改正のない限り冤罪はなくならないということに、マスコミも市民も気づかされたのが袴田裁判だった。

・日本の死刑制度を考える懇話会」の提言

昨年にはもう一つ大きな動きがあった。それは日本弁護士連合会が組織した「日本の死刑制度を考える懇話会」が2月から11月にかけて12回の会合を開き、死刑問題について議論したことだ。座長が井田良中央大学大学院教授(前法制審会長)で、元警察庁長官、前連合会長、前検事総長、平沢勝栄衆議院議員、最高検察庁参与など、この国の制度内の人たちを含めた16人の委員で議論され、その過程で全員の思いが微妙に変わっていく。11月13日付けで全員一致で取りまとめ公表された提言は以下の2点である。

「早急に国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」

「死刑判決の確定後、その執行に至る手

続き及び執行方法との関係でも、具体的な改善の要否を検討すべき種々の問題点が存在している。そこで、前記の会議体においては、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停止する立法をすることの是非、あるいは執行当局者において死刑の執行を事実上差し控えることの是非についても、これを検討課題とすべきである。」

懇話会はこの提言を衆参両院議長、石破茂首相に手交した。

・死刑執行プロセスの無法を衝く四つの裁判

もう一つは現在大阪地裁民事部で行なわれている死刑制度をめぐる四つの裁判である。これらの裁判は、死刑執行プロセスに法律的な根拠が全くないのではないかということを問う裁判だ。一つは再審請求中の死刑執行は再審弁護人の弁護権を奪うものなのでその弁護人たちが起こした再審請求中の執行は違憲であるという訴訟だ。また死刑確定者が原告となって起こした、執行当日の朝告知し執行することは死刑囚の防衛権を奪うと(即日告知即日執行違憲訴訟)だ。そしてやはり死刑確定者が提訴した絞首刑違憲裁判、もう一つは死刑を執行されたものの弁護人たちが求めた死刑執行情報の開示を求める裁判である。緻密な鑑定書と国際法の援用、論理的に主張を積み重ねてい

く画期的な裁判で、この裁判の動向によっては死刑廃止へ向けた大きな一歩になるだろう。

即日告知・即日執行国賠は大阪地裁で門前払いで棄却されたが、今年3月に大阪高裁は地裁への差し戻し決定を行なった。また再審請求中の執行国賠は6月14日に大阪地裁で残念な棄却判決があり、今後審理は高裁に移る。法律を無視して執行が一人歩きすることへの歯止めをかけようとするこれらの裁判に注目してほしい。

3 再審法改正は今国会で成立するのか

再審法改正をめざす市民の会や日本弁護士連合会が推進してきた再審法改正運動は、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成されたことから新たな局面を迎えている。この超党派の議連は4月25日時点で国会議員の過半数を超える387人が加盟しており議員立法での上程を目指している。

再審法改正の眼目は、捜査記録や証拠品の適切な管理と証拠開示の義務化、第二に検察官の抗告の禁止、そして最も重要な再審手続きのルール、つまり再審請求されれば期日を開くこと、請求人と弁護人の陳述の機会の保障、事実調べの請求ができることなど、裁判官が恣意的に進めるのではな

く再審手続きを法制化することである。

再審法改正の流れは止められないところまで来ているので法務省は法制審議会での審議を踏まえ、再審法改正をという路線を主張し始めた。法制審には日弁連から鴨志田祐美弁護士、袴田さんに再審開始決定をもたらした村山浩昭弁護士が入り、議員立法での上程を側面から支援している。4月21日の第1回の会議の報告を『創』6月号に鴨志田弁護士が克明に記しているが、他の委員たちのほとんどがいわゆる御用学者と警察庁、検察、裁判所のメンバーで、証拠開示には賛成しながらも「通常審とのバランス」「不適法な請求、主張自体失当の事件も相当数存在すること」などを考慮すべきとして、様々な制限をかけようとしているという。今後の議論について鴨志田弁護士は「これまでの法制審でも、改正と引き換えに、このようなバーターの不利益を飲まされるようなことがよくあり、本当に油断ならない状況である」と書いている。

4 死刑執行停止を

私たちはこの数年、3月、6月、12月に国会議員と一緒に法務省との意見交換会を続けている。主たる質疑内容は確定死刑囚の処遇についてだが、死刑を容認しないという市民の声を届けること、非人間的な獄

中処遇を見過ごせない市民がいることを知らせることが大事だと思う。彼らは死刑の実態を文書上でしか知らないし、死刑囚の肉声を聞いたこともない。私たちがその実態を代弁するのは大事なことだ。

またこの20年間続けてきた死刑囚から公募した作品を展示する死刑囚表現展、毎年2月に渋谷の映画館ユーロスペースを1週間借り切って14年続けている死刑映画週間、隔月で4000部発送するフォーラム・ニュースの発行、今年32回目になる死刑廃止全国合宿、そして集会やデモ、署名運動、弁護士会や国会議員への働きかけ、法務省前ビルまき、確定死刑囚へのアンケートなどの日常活動を私たちフォーラム90は着実に続けてきた。直近では5月17日に死刑をなくそう市民会議、アムネスティ・インターナショナル日本、フォーラム90共催で、17年に死刑を廃止した当時のモンゴルの大統領・エルベグドルジ氏を招請して講演会を

開き、モンゴルではいかにして死刑廃止を実現できたのかをお話しいただいた。

お隣の韓国では、1997年以降死刑制度は存置しながらも一人の執行も行なっていないモラトリアムが続く。死刑判決は出ているが28年間も死刑の執行を止めていると、執行再開には、かつての後藤田法相のような確信を持って死刑執行に踏み切るだけの存在がいる。

日本のモラトリアム（執行停止）はまだ、たかだか3年弱、いつ執行が再開されてもおかしくない。このモラトリアム期間をどこまでも続けたい。そして執行の危険の高い時期・7月末に、他の死刑廃止市民団体とともに、最後に執行の行なわれた前日、7月25日に執行停止期間の更なる延長を求める集会を準備している。文京区民センターで19時から。ぜひご参加いただきたい。（ふかだ・たく／死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90）

原爆被害をめぐる〈受忍論〉の80年

山口 響

昨年12月10日、ノルウェーの首都オスロでノーベル平和賞の授賞式が行なわれ、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の

田中熙巳^{てるみ}代表委員が演説を行なった。自身が長崎で目撃したことを語った前段部分はともかくとして、被爆者に対する援護の歴

史を説明しつつ、被爆者への国家補償を拒む日本政府の姿勢を批判した後段については、一度聞いただけではあまりよく理解できなかつた人が多かつたのではないだろうか。

この田中の主張——というより被団協運動そのものの主張——に関係しているのが、田中自身の演説での言葉を借りれば、「戦争の被害は国民が受忍しなければならぬ」とする日本政府の姿勢で、いわゆる「受忍論」と呼ばれるものである。ここでは、原爆被害への補償要求を抑える論理としての「受忍論」がどう展開してきたのかを考えていきたい。

「終戦の詔書」で原爆はどう扱われたか

議論はまず「大東亜戦争終結に関する詔書」（1945年8月14日）から始めなくてはならない。一般的には「玉音放送」の内容として知られたものである。

この中で昭和天皇は、ポツダム宣言を受諾して戦争を終結させることにした理由の一つとして、「敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所眞(しん)ニ測ルヘカラサルニ至」ったことを挙げている。現代語訳すると、「敵国は新たに残酷な爆弾（原子爆弾）を使い、むやみに罪のない人々を殺傷し、その悲惨な被害

が及ぶ範囲はまったく計り知れないまでに至っている」ということになる（朝日新聞による現代語訳を利用。https://globe.asahi.com/article/14709020）。

昭和天皇にとつてみれば、連合国への降伏は面目丸つぶれの事態だ。原爆被害に遭った無実の民の存在は、降伏の受け入れに際して好都合な名目を提供した。原爆投下は、いわば降伏の「ダシ」として使われたのである。

ただ、「残虐ナル爆弾」と言ったからには、その被害者に対する援護を日本政府自らが行なうか、あるいは、投下国アメリカに何らかの援助や補償を求める、という流れになりそうなのだが、実際はそうなっていない。

「終戦の詔書」では、この後の部分で、「堪へ難キヲ堪へ忍ヒ難キヲ忍ヒ」という、よく引用されるフレーズが続く。この場合の主語は昭和天皇本人であり、「堪え」「忍ぶ」ことで、「万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」との決意を披歴している。その上で臣民に對して、国家再建のために努力するように呼びかけている。

要するに「終戦の詔書」は、原爆被害者に対する天皇の「慈愛」が演出される一方で、「私が堪え忍ぶと言っているのだから、あなた方も堪え忍べ」という、戦争被害者

からの補償要求を抑制する論理があらかじめ埋め込まれている、と読むことができるのではないか。

対米請求権を放棄

言うまでもなく、原爆被害者への補償があるとするれば、その主体はまずもって原爆投下国（加害国）であるアメリカ以外にはありえない。

しかし、よく知られているように、一部の連合国との間で日本が結んだいわゆるサンフランシスコ講和条約19条で、戦争によって生じた被害に関して連合国に対する請求権を日本が放棄したことから、法律上、アメリカ政府やアメリカ国民に対して被害補償を求めることができなくなってしまう（「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する」）。

加えて言えば、同条約の14条では「この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求

権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」と述べられている。

19条と14条をあわせて見れば、日本側も請求権を放棄し、連合国側も（条約に定められた内容を除き）請求権を放棄することで、日米両国が互いの戦争犯罪に対して相互に免責する体制をつくりあげた、ということができる。

被爆者援護制度の整備

アメリカに対して請求権を放棄した以上、戦争被害者に対して何らかの公的対応がありうるとすれば、その主体は日本政府でしかありえないが、日本政府がすべての被害者に対して「堪え忍ぶ」（受忍する）よう求めてきたわけではない。

これもよく知られているように、被害者の中でもっとも優遇されてきたのが、元軍人とその遺族であった（彼らは加害者でもあるが、その問題はここでは置いておく）。彼らは国家との特別な身分関係の下にあったというところで、恩給や各種の給付金の支給対象となってきた。要するに「お国に奉仕した」ことに報いる、という論理である。

他方で、国家との身分関係がなくても、引揚者や原爆被爆者のように、その特別な事情にかんがみて、一定程度の援護の対象とされたカテゴリーも存在する。原爆被爆

者の場合は、1957年の原爆医療法を皮切りに、68年の原爆被爆特別措置法、これら旧原爆二法を統合した94年の被爆者援護法が制定され、無料の健康診断や医療給付、現金手当支給などの仕組みが整備拡充されてきた。

これに関しては、まったく異なる二つの評価がありえる。

ひとつは、こうした制度は、日本政府がその戦争責任や植民地支配責任を認めて、そうした行為を二度と行なわないとの誓いを立てる一環として、被害者に対して国家補償を行なったものではなく、あくまで、かわいそうな人々に対する「施し」（「社会保障の体系」に過ぎない、という見方である。

もうひとつは、少なくとも金銭やサービスの給付という物質的・経済的水準からみれば、これらカテゴリーの人々はある程度優遇されている、という見方である。たしかに原爆被爆者は、国家から何の援護も受けていない一般戦災者（一般空襲、艦砲射撃、機銃掃射などの被害者）に比べれば、かなりの援護を受けてきたと言える。被爆者たちもそのような社会の目は感じているようだ。被爆者援護法で定められた医療サービスを受けるには、病院の窓口で被爆者健康手帳を提示する必要があるのだが、私の知り合いのある被爆者らによると、手帳を出

しづらい雰囲気があるという。「あん人たち（＝被爆者）はよかね、病院代がタダになって」という、被爆者でない患者たちのまなざしを感じるからだ。

これら二つの見方は、どちらかが正しくてどちらかが間違っている、というようなものではない。しかし、被団協運動が採ってきたのは、前者の「社会保障ではなく国家補償としての被爆者援護」を求める立場であった。次にこの問題についてみていく。

「国家補償」要求と「受忍論」

日本被団協が「国家補償」要求を公式に確立したのは1961年のことだが、それは66年の冊子『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』（いわゆる「つるパンフ」）で全面的に展開された（詳しくは『日本被団協50年史』を参照）。ここで被団協は、日本政府が被爆者に国家補償を行なうべき理由として、①そもそも日本が開戦し、原爆投下を結果として招いてしまった責任、②被爆後、援護法を制定せずに被爆者を放置した責任、③アメリカの責任を追及せず、賠償請求権を放棄した責任、を挙げている。

日本政府は被団協運動のこの論理を受け入れていないが、司法の場では一部認められてきた。78年3月の孫振斗訴訟最高裁判決がそれである。広島で被爆者した孫振斗

は被爆後に朝鮮半島に戻ったが、70年に治療のために日本に密航して懲役となり、のちに被爆者健康手帳を申請したが、「不法入国」であることを理由に72年に却下された。この取り消しを求める訴訟の最終結果が、78年の最高裁判決であった。

この判決の中で、「原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができない」と述べられている。

この判決にあわてた日本政府は翌79年に厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（いわゆる基本懇）を設置した。80年12月の基本懇答申は「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならぬ」と述べた。これがいわゆる「受忍論」である【注】。噛み砕いて言えば、「戦争の時はみな苦勞するのだから少しは我慢しろ。もうあなた方被爆者には国の援護制度があるのだから、これ以上あれこれ言う

な」ということだ。

被団協がこれに反発したのは言うまでもないが、冒頭で紹介した田中熙巳の演説にあるように、この答申以来45年、いまだにこの論理を突き崩せていない。

国家補償要求は、核兵器廃絶という日本被団協のもうひとつの要求とセットで考えなくてはいけない。日本政府が、かつて核兵器使用を招いた過ちを認め、被害者に補償をすることが、「被爆者を二度と作らない」との誓い、すなわち核兵器廃絶につながる、という論理だ。国家補償要求が「被爆者なき時代」に入っても仮に意味を持つとすれば、それが核兵器廃絶の要求と結びついているという点にある。

最後に、受忍論の問題を考えるにあたって、二点の留保が必要であることを指摘しておきたい。

第一に、国家補償要求に対してゼロ回答をし、社会保障としても低い水準に留めおこうとするこのような政府の態度に対しては、被爆者を含めた戦争被害者一般の連帯によって対抗していく道がありえた。ただ、少なくとも被団協運動は、原爆被害の特殊性を強調することで、こうした連帯を組織として追求することはしてきていない。

第二に、「国家補償論」を少なくとも司法には認めさせ、基本懇の設置を最終的に

導いたのがたったひとりの韓国人被爆者の行動であったにもかかわらず、外国人被爆者や在外被爆者と連携する道を日本被団協は明確に採っておらず、全体として日本人被爆者中心の運動であったことは否めない（もちろん、被団協運動に関わった個人の中で、個人的に一般戦災者や外国人被爆者との連帯を求めた人びとはいる）。

この二点が、日本政府による受忍論やそれへの運動側による批判の展開の中でどういう意味を持ったのかについては、私もまだ十分考え切れていない。今後の課題としたい。

【注】受忍論は、原爆被爆者をめぐって初めて展開されたものではない。その一般的な形成過程については、直野章子「戦争被害受忍論——その形成過程と戦後補償制度における役割」『地球社会統合科学』23巻1号、2016年（ネット上で閲覧可）がよくまとまっている。

（やまぐち・ひびき／長崎の証言の会）



イスラエルの攻撃と、 ジェンダーに基づく暴力

片山 亜紀

この原稿を書いている2025年5月下旬現在、イスラエルによるパレスチナでの残忍な攻撃が続いている。日本のメディアも、イスラエルのガザ地区での連日の空爆によってパレスチナ人が毎日100人以上殺されていると報じている。ヨルダン川西岸地区でもパレスチナ人たちが家を壊され、イスラエル軍とイスラエル人入植者たちのいわれない暴力に遭っていることがたびたび報じられている。

一方、これらの攻撃にジェンダー要素があることは、ほとんど報道されていないのではないだろうか。国連人権理事会の調査機関は、イスラエルの攻撃には「ジェンダーに基づく暴力 (gender-based violence)」が組み込まれていると指摘する。単純化した言い方をするなら、パレスチナ人女性とみなされる人に向けてはこう、男性とみなされる人に向けてはこうと、特定の暴力が使い分けられ、ふるわれているということだ。それらはどんな暴力なのか。本稿では、この調査機関が今年3月に出した報告書から、いくつか具体例を取り上げて考えたい。

(注1)

女性と少女の死者割合が増えている

報告書によれば、2023年10月から2024年12月中旬までの期間に、ガザ地区で亡くなって身元確認できた死者のうち、女性と少女の割合は約33パーセントだという。これは、過去のガザ地区での死者のうちの割合と比べると明らかに増えており、15年前と比べると2倍以上である。

表：ガザ地区での各期間の死者のうち、女性・少女の割合

| | 女性・少女の死者割合 |
|----------|-------------------|
| 2008-9年 | 15% (女性8%、少女7%) |
| 2014年 | 22% (女性13%、少女8%) |
| 2023-24年 | 33% (女性18%、少女15%) |

(報告書の記述より片山作成)

なぜこうなっているのだろうか。死者の大半は空爆と砲撃によるので、女性や少女の多くも空爆と砲撃によって殺されていることになる。彼女たちの死者割合の増加には、いくつかの要因があると報告書は述べる。まずはイスラエル軍が破壊力の高い爆弾の使用を増やし、しばしばそのターゲットを、住居専用ビルや、避難命令によって強制移動させ

られた人々の密集地に行っていることである。ここにはパレスチナ社会の性別役割も関係する。家庭の中で家族の世話をするのが女性の役割とされることが多いため、女性が住居や避難テントの中にとどまることが多く、そのため爆撃の被害にあうリスクがより高い。

加えて、武装勢力メンバーを殺害するという目的のためなら家族や隣人を巻き添えにしてかまわないという方針を、イスラエル軍が採用していることも要因の一つである。(注2)しかし「戦闘員が一人も近くにいなかった」にもかかわらず住居専用ビルが攻撃され、双子を出産したばかりの母親が双子といっしょに殺された例もあると、報告書はガザ内の証言を引く。よって、すべてが巻き添えによる被害というわけではない。

女性と少女が銃撃のターゲットにされる

女性と少女は、狙撃兵の銃や、戦車の機関銃で狙われて殺害されてもいる。報告書は、ガザ地区の女性や少女が、彼女たちが脅威にはならないことが明らかだったはずの状況で、イスラエル兵に射殺された事例を列挙する。その中には、幼い孫の手を引いて避難しようとしていた年配の女性や、教会の敷地内でトイレに向かおうとしてい

た母娘や、病院に向かつて歩いて歩いていた妊婦や、親戚といっしょに車で避難しようとしていた5歳の少女などが含まれる。

なぜ彼女たちは殺されたのだろうか。イスラエル軍やイスラエル政府は一部の事例では矛盾した釈明をし、他の事例では何の説明もなく、本報告書を出した調査機関の要請にも一切答えていないので、イスラエル軍の中でどんな指令が出されていたのかは不明である。

しかし報告書は、ガザにいるすべてのパレスチナ人には2023年10月7日の攻撃について責任があるとイスラエル政府高官や国会議員が発言する中で、イスラエルのメディアでパレスチナ女性を敵視する発言がなされていることに注目している。たとえばイスラエル国家安全保障会議という政府機関の元議長は、オンライン上のニュースサイトに掲載された2023年11月23日付のオピニオン記事で、ガザ地区への人道支援を削減する必要があると主張しながらガザの年配女性に言及する――「結局、ガザの年配の女性とは何者でしょう。10月7日に恐ろしい犯罪をなしたハマス戦闘員の母であり祖母なのです」。また、イスラエルの民間シンクタンクのコメンテーターも、2023年12月下旬にテレビ出演し、ガザを更地にして多くの人を殺すべきだと

述べ、「女性は敵、赤ん坊は敵、妊娠中の女性は敵」と言い切った。(注3)

つまり、2023年10月7日に攻撃が始まって間もないうちから、ガザの民間人女性たちもまたターゲットであるという主張が、イスラエル社会の中で流通していたことがわかる。こうした扇動を背景に、彼女たちは狙われ、殺されたのである。

女性が子どもを産み育てる力を破壊する

パレスチナ女性を敵視する右の二つの主張には、「ハマス戦闘員の母であり祖母なのです」「妊娠中の女性」という言葉があり、女性であることが妊娠や育児と固く結び付けられている。パレスチナ女性が子どもを産み育てる力が脅威とみなされているのである。ガザ地区のパレスチナ女性のまさにこの力を、イスラエルはあの手この手を使って妨害しようとする。報告書では、この種の妨害を総称して「リプロダクティブ・バイオレンス」と呼ぶ。(注4)

たとえばイスラエル軍は、ガザ地区の複数の産科クリニックや、総合病院の産科病棟を攻撃して閉鎖に追い込んでいる。病院によっては爆撃を受けるだけでなく、包囲され、医療スタッフや患者が中に閉じ込められた挙句、集団拘束され、一部のスタッフや患者が射殺されたところもある。不妊

治療クリニックは戦車から発射された砲弾を浴び、保存してあった4000個の胚と、1000個の精子サンプルと未受精卵が破壊された。

こうして閉鎖に追い込まれる病院がある中で、稼働している病院では攻撃による負傷者が次々と運び込まれてくるため、ガザ地区の産科医療は大幅に切り詰められ、女性たちが産科医療にきわめてアクセスしにくい状況になっている。妊婦健診は実施されず、病院で帝王切開を受けられたとしても、過密状態なので24時間以内に退院しなくてはならない。自宅出産、避難テント内出産を余儀なくされる女性もいる。

さらに、イスラエルはガザ地区を完全封鎖し、医薬品や医療機器の搬入を妨げている。そのため産科医療でもさまざまな薬剤が不足し、患者の痛みの管理や、感染症予防が困難である。機器がないために診断が難しく、回避できたはずの合併症が起きている。いわゆる産褥パッド(出産後に使う厚めのナプキン)すら搬入されないため、一個の産褥パッドを長時間にわたって使わなくてはならず、感染症や合併症になっている。また、イスラエルは完全封鎖によって食料の搬入も妨げ、人工的な飢餓を引き起こしており、これも女性が産み育てる力を大きく阻害している。妊娠中の女性や出産後

に授乳したい女性は、通常よりも多くのカロリーと栄養バランスの良い食事を摂らなくてはならないが、飢餓の中ではそれができないからだ。女性が栄養失調になると、その女性当人の健康にも、子どもの順調な発達にも重篤な結果になりうる。ある調査では、ガザ地区の母親の99パーセントが充分な母乳が出ないと回答したという。母乳が出ないのであれば、通常なら粉ミルクをお湯で溶かせばいいが、ガザでは粉ミルクや飲料水の搬入も妨げられている。

以上のように、イスラエルは病院を攻撃することによって、そして地区全体を封鎖して必要な物資や食料を入れさせないことによって、パレスチナ女性が安心して子どもを産み育てられない環境を組織的に作り出している。実数は不明だが、死産、流産、妊産婦の死亡、新生児の死亡が増えているという。

女性への性暴力、男性への性暴力

イスラエル兵は性暴力(注5)をこれまでもパレスチナ人男女に行使してきたが、2023年10月7日以降の攻撃の中でその数は急増しているという。兵士たちの動機となっているのは、同年10月7日にパレスチナ武装集団がイスラエル女性に性暴力をふるったという疑惑(注6)を、イスラエ

ルの名誉を傷つけるものとして受け止め、パレスチナ人男女に性加害を行なうことでパレスチナ人社会全体を「女性化」し辱めようとする報復感情だと、報告書は分析する。

イスラエル兵は、パレスチナ人男女への性暴力を性別によって使い分けながら行使し、その加害の場面を撮影し、動画や写真をインターネット上に投稿している。パレスチナ女性たちに対しては、たとえば強制移動をさせられ女性が不在にせざるを得なくなつた家で、イスラエル兵士が家宅搜索を行ない、彼女の下着などの私物を漁り、性的な侮辱の言葉を発して、その様子を写真や動画に収めてインターネット上に投稿する。パレスチナ男性たちに対しては、地上侵攻の際に集団拘束し、服を脱がせ、従属的な姿勢を強制して、その様子を写真や動画に撮ってインターネット上に投稿する。インターネット上で拡散されれば不特定多数の人が見ることになり、それだけパレスチナ社会への侮辱になるといふつもりなのだろう。

一方、インターネットを用いない性暴力もある。ガザ地区では避難命令による強制移動の途中、イスラエル兵に命令され、男性たちは裸や下着姿で、女性たちは下着姿やヒジヤブを外した状態で歩かされるとい

う事例があつた。イスラエル政府は武器を隠していないか確かめるためだというが、暴言、脅迫、殴打などがともない、身体検査の域を明らかに超えていた。

収容所や刑務所での性暴力も残虐である。2025年5月現在、これらの収容施設にはパレスチナ人1万100人以上が拘束され、うち37人が女性だという。(注7)パレスチナ男性たちは繰り返し裸にされ、裸のまま尋問を受け、殴られ、ペニスや肛門や直腸に物体を挿入されレイプされるなど、凄惨な虐待を受けている(これはリプロダクティブ・バイオレンスでもある)。パレスチナ女性も、性的な暴言や、レイプの脅迫を受けている。女性の被拘禁者は男性に比べると人数が少なく、女性への性暴力は相対的にはそれほど残虐でないように見えるが、拘禁された女性の口が重く、実態が表面化していないだけかもしれない。この報告書の発表と同時期に開かれた公聴会では人権活動家たちが証言し、パレスチナ女性たちは収容所でイスラエル男性兵士および女性兵士からレイプを受けていると語った。(注8)

西岸地区では、イスラエル兵だけでなくイスラエル人入植者による性暴力も深刻である。報告書は、男性兵士と男性入植者がある10人から15人の集団になり、パレスチナ人

男性3人を襲撃した事例を取り上げている。3人は殴られ、後ろ手に縛られ、うち2人は下着姿にされ、1人は直腸に棒を挿入されかけレイプ未遂に遭っている。襲撃の様子は写真に撮られ、インターネット上に投稿された。また、西岸地区の少女や女性は、兵士や入植者から路上で呼び止められ、拘束され、レイプの脅しを受けている。

結びに代えて

「無差別攻撃が起きるときにジェンダーにこだわって何になるのか」と、ある人から言われたことがある。そのときは答えられなかったが、イスラエルの「無差別攻撃」はジェンダーレスではないのだと、今なら答えたい。たしかに男性や少年が爆撃や銃撃のターゲットにされてきたように、女性や少女もターゲットにされ、その意味ではイスラエル兵士は「ジェンダーレス」に攻撃していると言えるかもしれない。しかし、人口密集地での爆撃やリップロダクティブ・バイオレンスなど、女性により多くの被害が出ている場面も、性暴力のように、イスラエル兵が性別によって手法を変えている場面もある。

先の発言をした人は、ジェンダーにこだわっても無差別攻撃は止められないと言いたかったのかもしれない。正直、いつまで

も止まらないジェノサイドには無力感でいっぱいだが、ジェンダーに基づく暴力について考えることは、イスラエルの犯罪の解像度を上げることもある。それがジェノサイドを一刻も早く終結させ、裁かれるべき人が裁かれ、同じことが二度と繰り返されないようにするための布石になればと願っている。

注1 調査機関の名前は「東エルサレムを含むパレスチナ被占領地とイスラエルに関する独立国際調査委員会」(略称COI)。2021年に人権理事会の決議にもとづき設置され、国際法や人権問題の専門家3人が、毎年6月に人権理事会に、9月に国連総会に報告書を提出する。3月の報告書「『人の耐えうる限界を超えて』」は人権理事会に追加で出されたもの。英語の原文はこちらを参照 (https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hr_bodies/hr_council_sessions-regular_sessions58/a-hrc-58-crp-6.pdf)。私の日本語訳を試訳してウイメンズアクションネットワークのサイトに掲載していただいている (<https://wanor.jp/article/show/11838>)。

注2 川上泰徳は、イスラエルでの調査報道をもとに、武装勢力の若手工作員なら15人から20人、高官なら100人の民間人を巻き添えにしてもいいという申し合わせがイスラエル軍内部にあると、軍関係者が明かしていると伝えている。 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/c72d4c8c32aa557eac494dfd75b43652a20555f>

注3 『人の耐えうる限界を超えて』パラグラフ37と38を参照。

注4 報告書では、リップロダクティブ・バイオレンスを「生殖に関する自律と諸権利を妨げることによる、ダメージを与える行為または不作為」

および「実際の生殖能力あるいは推定上の生殖能力を理由とした、人に向けられる暴力」と定義している(同上、パラグラフ8)。

注5 報告書では、性暴力を「性的な特徴のあるさまざまな物理的・非物理的行為を人に行うことや、強制したり、強制すると脅したり、無理強いしたりして、性的な特徴のあるさまざまな物理的・非物理的行為を人に行わせること」と定義している(同上、パラグラフ8)。オンライン・ハラスメントのように、身体接触がともなわないものも含まれる。

注6 この疑惑の核にはハマスがイスラエル女性を集団レイプしたという説がある。証言の信憑性が大いに疑われているが、いまなお一部では事実であるかのように流通している。アメリカのフェミニストのシェリル・サンドバーグは、イスラエルで制作されたドキュメンタリー映画 Screams before Silence (2024年4月にYouTube公開)に出演して、集団レイプを事実と見せかけるプロパガンダに加担している。

注7 「イスラエルは2023年1月以来、ヨルダン川西岸地区で1万7000人のパレスチナ人を拘束」 (https://www.arabnews.jp/article/middle-east/article_148488/)。

注8 公聴会での人権活動家による証言はこちらを参照された。 <https://www.youtube.com/watch?v=XwJbUeUapxo&list=PL3155>

(かたやま・あき／翻訳者・ジェンダー研究者)

のら 基地はいらない！ 動か 実戦司令部などもつてのほか！ 現場 運 自衛隊との連携戦闘司令部署の配備は許さない

板倉 博

はじめに

日本国内には130カ所の在日米軍基地がありますが、その一つが首都の中心部・日本の国家機関中枢部の直近にまで置かれており、戦後80年間にわたり日本政府への工作活動や諜報活動の拠点として使われ続けていることをご存じでしょうか？

都心部に居座るその基地の名は、公称「赤坂プレスセンター」。私たちは撤去運動の歴史的経過から「麻布米軍ヘリ基地」と呼んでいます。

いま、この基地の役割がより危険なものへと大きく変貌しようとしています。

六本木米軍ヘリ基地

― その所在地と施設概要

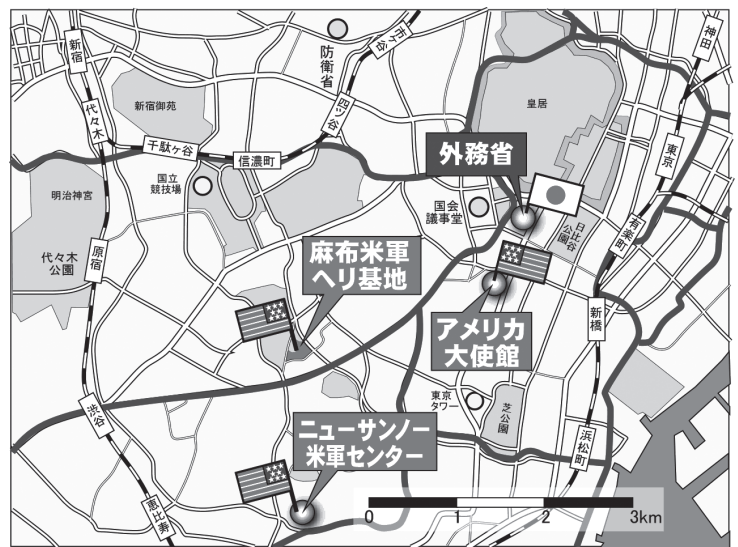
この米軍基地は国会議事堂からわずか3kmの港区六本木七丁目にあります。市販の地図や街路案内板には「赤坂プレスセンター」等としか書かれておらず、地図を見ただけでは米軍基地とは判らないようにさ

れています（グーグルマップのみ近年では「在日米軍六本木ヘリポート」と記載されるようになりました）。

約2万7千平米を占める敷地内には、約1万平米のヘリポートはじめ、米軍準機関紙「星条旗新聞」極東支社、宿舍、PX（米軍専用売店）などが置かれています。また社屋内には「第500軍事情報旅団」ほか米三軍諜報機関の現地オフィスが置かれています。2007年までは米国家安全保障局（NSA）の東京事務所さえもここに置かれていました。

東京都には七つの米軍基地・施設がありますが、そのうち23区内にある二カ所は、いずれも港区に存在しています。一つはこの「赤坂プレスセンター（米陸軍所管）」で、もう一つは南麻布の「ニューサンノー米軍センター（米海軍所管）」です。

基地の周辺には、日本学術会議、国立新美術館、政策研究大学院大学、都立青山公園などがあり、多くの住宅やオフィスが密集しています。国内最大の入館者（年平均



250万人)でにぎわう人気の国立新美術館はじめ、文化と学問の中心地でもあり、貴重な都心での憩いの場である公園のすぐ隣に、外国の軍事基地が置かれているなどという構図は、独立国としてあるまじき状態であると言えます。

基地の被害と問題点

この基地のヘリポートには、横田・厚木・横須賀など首都圏にある米三軍の司令部か

ら米軍ヘリが日中数便飛来し、降り立った米軍高官は送迎車に乗り換えてニューサンノーマ軍センターや外務省などに向かいます。

隔週木曜日毎に開かれる日米合同委員会の際は、普段よりもヘリの発着回数が多くなります。私たちの調査では、横田基地所属のヘリが朝7時半から午後5時過ぎまで6回の発着がありました。またこの他に乗員の乗降を伴わない発着訓練飛行も頻繁に行なわれており、それは午後8時以降におよびます。

しかも米軍ヘリは、この基地周辺のみならず都内全域で日本の航空法に違反する高度200メートル前後の超低空で飛び回っていることが毎日新聞の調査でも明らかになっています。さらには米軍自身が定めた飛行規則にも従わずに規定コース外で離発着したり待機時エンジン停止規則をも守らないことがしばしばあります。

先日私たちが基地周辺の住民の人たちに行なった住民アンケートでは、大多数がヘリの騒音に悩まされ墜落の危険を感じており、過半数が基地の撤去と公園緑地化を望んでいることが、改めて明らかになりました。

私たちの「麻布米軍ヘリ基地」撤去運動は今年で58年になりますが、地元の港区議会も同じ期間を一貫してこの基地の撤去を国に要望しており、今年も2月4日に港区

長・区議会議長・各党代表が住民と共に東京都や防衛省に基地撤去の要請に行きました。このように地元住民は永年にわたってこの基地の撤去を求め続けています。

六本木基地のこれまでの役割と新たな変貌

米軍にとって六本木ヘリ基地の役割は、これまでは主に

- ① 日本政府中枢と即時・直接に協議をするための拠点
 - ② 日本の中心都市内で諜報活動を行なう拠点
 - ③ 日本の自衛隊を米軍の実戦指揮系統に組み込んで戦闘を行なわせる拠点
- としての役割が加えられようとしています。

六本木基地内に、米軍と自衛隊との連携戦闘司令部が作られる！

この動きを私たちが知ったのは昨年11月の報道でした。「星条旗新聞」は、「在日米軍、司令部の大改革に先立ち東京都心部の施設を調査」と題する記事を掲載し、日本マスコミ各社がこの記事をもとに「米軍司令部が六本木に移転か？」と報じたものです。



この問題で山添議員（共）らが防衛省に説明を求める場が急遽開かれたので私たちも参加して防衛省を質しました。しかし防衛省側は「日米作業部会で検討中だが、内容は公にできない」などとして、内容を明らかにすることを拒み、また12月には松尾議員（立憲）も国会の安全保障委員会で質しましたが、やはり国側は同様に一切明か

しませんでした。さらに港区・区議会は、2月に行なったヘリ基地撤去要請行動の際に米軍司令部移転問題についても懸念を表明して、情報を港区にも知らせるよう求めました。

この問題で進展があったのは、3月にヘグセス米国防長官が来日し、日米防衛首脳会談を行なった後です。

防衛省は3月31日に東京都や港区に対して、主旨を以下のように説明を行ないました。

「在日米軍は、自衛隊の統合作戦司令部（JJOC）創設に合わせて『統合軍司令部』への格上げを始める」「六本木基地内に、

JJOCと米軍の連携を専門に扱う部署を新設し、その部署は日常的に防衛省・自衛隊等の対応部署と連絡・調整を行なう予定」「米側からは、現在の所は『施設新設や大規模改修の予定はない』『近隣への騒音等の影響は発生しない』との説明を受けている……などなど。

未だに内容を明かさない防衛省

これを受けて4月には防衛省に説明を求める場が再度開かれ、私たちも参加しました。山添議員から出された「新設部署の人数・規模はどれほどになるのか」「ヘリの発着回数は増えないと言えるのか」などの

質問に対しては、防衛省側は「答えられない、わからない」との回答ばかり。地元港区議が「港区

では1967年以来基地撤去の要望をしているが、そのことを米側にちゃんと伝えているのか」と質すと、防衛省側は問題点をそらして回答。山添議員が「どのよう

に米側に伝えているのか」と重ねて突っ込むと、結局答えられませんでした。参加者が「羽田新ルートの民間機航路と米軍ヘリ航路が交差しているが衝突事故は起きないのか」と質すと防衛省側は「米軍機は飛行の基準にしたがって運用されている」との回答。「その基準というのは高度何フィートのことなのだ」と重ねて質すと、これも回答できませんでした。

全体として防衛省側は、具体的な内容についてはまったく答ええず、「米側がそう説明している」という話のみで、根拠も示せませんでした。

未だに全容は明らかになっていませんが、六本木ヘリ基地は自衛隊との連携戦闘司令部署として重要性が増すことから、人員増やヘリの増便、司令部の権限強化は間違いなく行なわれると考えられます。そのため、次のような新たな問題が起こされる事が懸念されます。

◎基地への米軍ヘリ飛来の頻度も格段に増す、◎基地の撤去・返還はいっそう困難になる、◎指揮官クラスが常駐する重要部署となることから、平時でもテロ攻撃の標的になる危険性が高まる、◎警察の周辺警備が強化され日常的に物々しい雰囲気となることで、都立公園や美術館の平程が乱される……などなど。

そして、このことは六本木基地周辺だけにとどまる問題ではなく、日本全体が危険



のら 運動か 現場 ——2025年2月4日に東京都品川区で開催された 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施として

渥美 昌純

称する)、推測する。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練とは

まず、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が東京都内で開催されたのは2018

始めに

2025年3月31日に2025年度日本の国家予算が成立した。総額115兆1978億円のうち防衛関係費は8兆4748億円であり、2024年度の当初予算額から7598億円増えている。しかし、防衛関係費が増えることで本来に「国民」が守られるのか。2025年2月4日に東京都品川区の都営地下鉄戸越駅を第1会場、品川区立しながら中央公園を第2会場として開催されたX国から発車された弾道ミサイルがわが国に飛来する可能性がある」と判明したことを想定した「令和6年度国民保護共同訓練」を例にとり（以下弾道ミサイルを想定した住民避難訓練と

令和6年4月15日
東京都総務局総合防災部

弾道ミサイルを想定した実動訓練について（素案）

1 訓練概要

現時点のイメージであり、区側のご意見や国・参加機関等との調整状況も踏まえて、実施内容・方法・規模等について、今後相談・調整したいと考えている。

- (1) 実施日 令和7年1月下旬
※ 具体的な実施日や平日・休日かは参加機関等との調整による
- (2) 実施時間 訓練時間は概ね4時間程度（事前準備・撤収時間除く）
- (3) 会場想定 戸越公園、都営浅草線戸越駅 など
- (4) 主催等 内閣官房、総務省消防庁、東京都及び品川区による共同実施
- (5) 参加機関 品川区住民、交通局、警視・消防・自衛隊 など
- (6) 訓練想定 X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に着弾することが判明
- (7) 訓練内容 【案1】※中野区で実施した訓練をブラッシュアップ
- 国からのエムネットを使った情報伝達
 - 防災行政無線等による住民への情報伝達
 - 住民の避難行動
 - ・ 路上にいる住民は、地下鉄通路などの建物や地下へ避難する
 - ・ 屋内や地下への避難が間に合わない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る
 - 地下鉄事業者などによる避難者の受入
 - 救出・救助
 - 化学物質による被災現場の除染
 - 滞在型施設への二次避難 など
- 【案2】※事態認定後の避難誘導
- 避難実施要領（パターン）の作成
 - 避難先の調整
 - 避難者のグループ分け
 - 避難者の搬送 など

2 品川区との共同実施の理由

令和4年度以降、ロシアによるウクライナへの住民を巻き込んだ侵攻や、北朝鮮による度重なるミサイル発射など情勢は予断を許さない状況である。そうした有事の際の対応について、関係機関との連携が重要となる。また、来街者への対応、住民への普及啓発、建物や地下への避難など、市街地における避難行動について、都民の理解を深めていくことが必要と考えている。その方策として、都は弾道ミサイル落達を想定した国民保護共同訓練を国や区市町村と共に実施したいと考えている。

非常に多数の住民が集中するエリアであり、さらに緊急一時避難施設に指定している地下通路を有する地下鉄駅が存在すること等を考慮して、今回は品川区と共同の訓練を実施したいと考えている。

年1月22日文京区、2023年11月6日練馬区、2024年1月15日中野区に続いて4回目。

私たちはこの訓練に対し東京都交渉や地元区議への要請、市民運動との意見交換や訓練当日の監視行動、訓練に関する情報公開請求などに取り組んできた。その中で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練に関する特徴が見えてきたので説明する。

そもそもX国をどこの国と想定しているのか。X国が日本以外の第三国に向けて弾道ミサイルを発射したものが何らかのミスで東京都に落下したのか。それともX国が直接日本国に向けて弾道ミサイルを発射、そのミサイルが東京都に落下したのかでは取りうる対策が根本から変わってこよう。この点に関し、訓練を担当する東京都総務局総合防災部防災対策課に質問をしたが、要領を得ない。そこで東京都議会議員の漢人明子氏を通じて東京都に文書質問をした。(注1)

都ホームページの「知事の部屋」によれば、知事は「今回は、弾道ミサイルを想定した訓練を行なった。ロシアによるウクライナ侵攻では、キーウがミサイル攻撃を受けている。我が国周辺でも、北朝鮮が弾道ミサイルをたびたび発射しており、極めて深刻かつ重大な脅威となっている」と語っ

た。

今回の訓練想定にあるX国とは北朝鮮だと考えてよいですか。

この質問に対する東京都の回答は以下の通り。特定の国を想定したものではありません。

東京都との交渉の回答と同じ内容である。東京都知事の小池百合子氏が日本国周辺で弾道ミサイルを発射した国として北朝鮮を引き合いに出したから質問したのに、肩すかし。

また、「X国から弾道ミサイルが発射され」た場合、文京区、練馬区、中野区といった一つの自治体に対してのみ弾道ミサイルが発射されたとの想定は無理があります。なぜ弾道ミサイルを想定した避難訓練では単一の自治体を想定した避難訓練を行なうのか説明してください、との質問に対する東京都の回答は以下の通り。

弾道ミサイル落下後の関係機関の初動対処能力の向上を図ることを目的として、関係機関等と調整の上、実施しました。

関連項目として、多摩地域で「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練をこれまで実施していない理由について伺います、と質問の東京都の回答は以下。

弾道ミサイル落下後の関係機関の初動対処能力の向上を図ることを目的として、関

係機関等と調整の上、実施しました、と。

X国から弾道ミサイルが発射されたとして、なぜ一つの自治体にしか弾道ミサイルが落下しない想定で住民避難訓練を実施するのか。東京の多摩地域には福生市、瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、立川市、昭島市の5市、1町にまたがり在日米軍司令部が置かれている横田基地があるにも拘わらず、東京23区ばかりを弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の対象にしているのは偶然か。

訓練シナリオを想定している東京都に質問するのは市民の権利だと思うが、東京都の回答がまともとは思えない。東京都の訓練想定は自分勝手なご都合主義であり、そのような訓練のために税金を使うのは金の無駄遣いではないか。(注2)

品川区で行なわれた弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実態

次に、2025年2月4日に品川区を会場にした弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の中身について説明する。

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室長が各都道府県国民保護担当部長宛に『令和6年度国民保護共同訓練の実施以降等に関する調査について(依頼)』を出し、東京都総務局総合防災部国民保護担当部長

が消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室長に対し『令和6年度国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施以降等に関する調査について（回答）』が2023年7月24日。その中の2枚目の『令和6年度国民保護共同訓練（県主導）の実施意向等に関する調査』のシナリオ概要欄に「弾道ミサイルが都内に落下ミサイル発射から滞在型避難施設への避難の流れを確認」と記載。

この文書ではどの市区町村を訓練会場にするかは不明であるが、東京都総務局総合防災部国民保護担当として、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施するという東京都の意思がうかがえる。

そして、弾道ミサイルを想定した避難訓練を品川区で開催することが明確に示された文書が令和6年4月15日付東京都総務局総合防災部の『弾道ミサイルを想定した実動訓練について（素案）』である。実施日こそ令和1月下旬であるが、想定会場は戸越公園、都営浅草線戸越駅などとされており、2024年4月15日時点で訓練の大枠は決まっていたものと思われる。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が一般向けに報道されたのは2024年12月13日。官邸記者クラブと同時発表という形で『令和6年度国民保護共同訓練の実施について』が公表された。マスコミへの情報提供は至れり尽くせりで、2025年1月27日にも『令和6年度国民保護共同訓練取材に際してのお願い』という16ページのプレスリリースが出されている。

しかしマスコミの報道姿勢はまったく不十分と言わざるを得ない。第1会場の都営地下鉄戸越駅は弾道ミサイルの警報が発令された際の住民避難訓練の会場として使われたが、参加した区民は3つの町会から15名。9時30分にJアラートが鳴ったとして、戸越銀座商店街から都営地下鉄戸越駅に避難する人が15人で済むわ

弾道ミサイルを想定した実動訓練について（素案）(P4)

令和6年4月15日
東京都総務局総合防災部

訓練の実施に向けた運営事項（役割分担）

主な役割分担

目安として作成したものであり、必ずしもこれに限らない
(◎が主担、○が副担)

| | 国 | 都 | 区 |
|-----------|---|---|---|
| 企画・シナリオ作成 | ○ | ◎ | ○ |
| 参加者募集・説明 | | ◎ | ◎ |
| 事業者依頼・説明 | | ◎ | ○ |
| 訓練会場依頼・調整 | | ◎ | ○ |
| 会場設営・負担金 | ○ | ◎ | ○ |
| 当日の訓練運営 | ○ | ◎ | ○ |
| 広報・報道対応 | | ◎ | ◎ |

※区には、主に住民避難について、対応いただくことを想定
※救出・救助等の訓練は警視庁・消防庁・自衛隊に都から依頼予定

参加者等の調整

■ 住民参加

- 参加規模は今後調整する会場の使用条件（スペース）等によるため想定は難しい。あくまで目安ではあるが、提示すると以下の想定（今後変動することを見込む）
→ 第1案 30名（住民避難30名）
第2案 50名
- 来街者等が多いエリアでの訓練となるため、統制の関係上、事前に確認した参加者のみとする（飛び入り参加はなし）
※参加者はビブスなどを着用
- 住民以外の参加者（企業従業員等）も訓練想定上、可能である
- 住民等の参加者は区が中心となって働きかけ（事前説明に当たっては必要に応じて都も参加）

■ 訓練会場への依頼

- 都立施設、都営交通及び民間施設については都から働きかけ
- 区立施設については区に調整を依頼

防災行政無線

- ミサイル発射情報、避難の呼びかけ等を防災無線等で参加者に伝達
- 防災無線の運用は区が担当

費用負担

- 訓練実施経費は、国による負担金措置あり（対象経費は要調整）
- 区と調整の上、都で会場設営契約として一括処理する形を想定

広報・報道

- 区は、住民・事業者・来街者向けの広報を実施
※Twitterや広報東京都など都のオウンドメディアも活用予定
- 都においては、報道機関に対して発表や取材案内を実施
- 当日の報道対応は、都を中心に実施
※ぶら下がりには、区の担当者も同席

その他の事項

- 企画・シナリオ作成は都が素案を提出し、国及び区からのご意見を反映して確定していく想定
- 当日の訓練運営については、全体への説明も含め、都が中心となって実施。区の働きかけで参集いただいた方への個別説明などは区で対応を想定

けがない。町中を歩いている人、駅利用者は無視か。おかしいではないか。

第2会場のしながわ中央公園は関係機関による被災者の救出・救助・避難の会場として使われたが、訓練会場としては、しながわ中央公園の西側エリアしか確保していない。そのためか、しながわ中央公園の東側エリアの庭球場と多目的広場は訓練時間中も通常通りに使用されており、品川区中小企業センターを挟んで片方は自衛隊や消防が救出や救助の訓練をし、逆側は運動施設を利用する人々というシニールな光景が広がっていた。

なぜこのような実態を報道して、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練がまともな訓練と言えるかという検証記事を書かないのか。

終わりに

最後に、2025年4月25日付の東京都防災ホームページ(注3)に「令和7年度防災訓練実施予定について」が載せられた。その中に『国民保護訓練(弾道ミサイルへの対処)』があり、①訓練名 国民保護共同訓練、②実施日 令和8年1月下旬～2月上旬頃、③実施場所 調整中と記載されている。

2026年の1月下旬から2月上旬にか


令和6年度国民保護共同訓練取材に際してのお願い (P6)

プレス受付場所

取材受付 【第1会場】

- 受付場所 / 戸越銀座商店街 ※下図参照
- 受付時間 / 8:50~9:10

戸越銀座商店街内
戸越駅A3出口付近




※出典: しながわMAPを加工して使用

取材受付 【第2会場】

- 受付場所 / 品川区立しながわ中央公園 ※下図参照
- 受付時間 / 9:50~10:10

中小企業センター
入口付近



※出典: しながわMAPを加工して使用

けて東京のどこかで、また弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が性懲りもなく実施されるだろう。その訓練が本当に「国民保護」に値するのか。それとも私が説明したことが事実で即しているのか。読者の目で確認してほしい。

注1 漢人明子議員の文書質問及び東京都の回答の全文は下記参照。弾道ミサイルを想定した国民保護訓練は「五 中野区を会場とした「令和5年度国民保護共同訓練」について」
<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/record/proceedings/2024-2/01.html>

注2 具体例として警備業務委託としてミカドセキユリテイ株式会社と74万8000円の契約を締結している。内訳は訓練日前日の夜間警戒警

備、訓練当日の雑踏警備、夜間の待機車両。X国が日本国に弾道ミサイルを発射する前に事前に民間会社と契約して警備にあたる余地があるのだろうか。

注3 「令和7年度の防災訓練実施予定について」の全文は左記参照。


故石原慎太郎氏が東京都知事の際、銀座に装甲車を走らせたことで有名なビッグレスキューの流れを汲む東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練の日程も発表されている。

https://www.housai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1030393/1030520.html

(あつみ・まさずみ/軍・自衛隊参加の東京都防災訓練に反対する実行委員会)

令和6年度国民保護共同訓練取材に際してのお願い (P7・8)

令和6年度 国民保護共同訓練実施内容

| 第1会場 ※住民避難 (都営地下鉄戸越駅) | 第2会場 ※救出・救助・避難 (品川区立しながわ中央公園) |
|---|---|
| <p>ミサイル警報が発令された際の避難行動「逃げる」を訓練</p>  | <p>関係機関による被災者の救出・救助・避難</p>  |

- 7 -

令和6年度 国民保護共同訓練概要

| | 時刻 | 事象の進展 | 会場 | 訓練詳細 |
|-------------|------------------------|---|-------------------------|---|
| 住民避難 | 9:30 | (Jアラート発令(ミサイル発射情報・避難の呼びかけ)) <訓練開始> | 第1会場 都営地下鉄浅草線 戸越駅 | 「逃げる」避難行動を実施 ・防災行政無線やメールで模擬のJアラート等(ミサイル発射・避難の呼びかけ)のメッセージを発信 ・避難行動 |
| | 9:42以降 9:45 9:55 | (Jアラート発令(避難解除)) (講評) 【移動】 | | ・メールで模擬のJアラート等(避難解除)のメッセージを発信 ・講評 ・しながわ中央公園に移動 |
| | 救出・救助・避難 | 10:35 | | ○関係機関による被災者の救出・救助活動の実施 ・救出・救助(救出・救助ゾーン) ・要救助者の除染(除染ゾーン) ・救護(救護ゾーン) ・化学物質の検知活動(救出・救助ゾーン) ・現地連絡調整所における連携(現地連絡調整所) ・現場の環境除染(救出・救助ゾーン) ○避難 |
| 11:15 | | <訓練終了> | | |
| 講評 | 11:20 | <講評> | | 講評を実施 終了後、ぶら下がり ※東京都及び品川区の担当者を想定 |

- 8 -

〈八月革命〉説は何故、 どのように作り出されたのか

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——前回で、女性(系)天皇論や大衆天皇制論の今日的問題には一区切りついたと思いますので、今日は、「戦後」80年キャンペーンが「昭和百年」と重ねてあれこれマスコミをにぎわしていますので、〈戦後80年〉をどのように語るべきか。この問題と象徴天皇制批判をどう重ねて考えているのか、という切り口から話してください。

1946年の11月3日に、日本国憲法が公布されて、翌(47)年5月3日に施行だから、象徴天皇制は80年というわけではないけど……。

天野 ハイ、間違いなく戦後憲法の成立が象徴天皇制という政治制度のスタートだけど、「国民主権」の戦後憲法は、いったいどこからスタートしているのか、この点がまず大問題。だから象徴天皇制のスタートも、正確に言うのと、どこからというのは何とも言えない問題もありますね。

——エッ、どういうこと？ 具体的に説明してください。

天野 多くの戦後の憲法学者は無視してきましたし、そのことの説明や解釈はしないで、あたかも存在していないかの如く扱ってきた文章、「上論」から「日本国憲法」は始まっ

ています。

「朕は、日本国民の総意に基づいて、新日本建設の礎が定まるに至ったことを、深く喜び、枢密顧問の諮問及び帝国憲法七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる」。

これに「御名御璽」と「昭和二十一年十一月三日」そして内閣総理大臣・外務大臣吉田茂以下14名の大臣の肩書付きの名前がズラズラと並んでいますね。

——あまり気にしないできたけど、言われて考えてみれば、かなりおかしい文章ですね。

天野 この文章に、日本国憲法の成り立ちのわけのわからなさ凝縮されていると言えるといます。

長く戦後の憲法学会の第一人者であった、東京帝大から東大へ連続しての教師だった宮沢俊義さんの『法律学大系(コンメンタール編一)』〈日本評論社・一九五五年〉の説明を、基本的に旧字は新字に改めて引きますね。

「上論は、もちろん、日本国憲法の構成

部分ではない。／明治憲法にも上論があったが、その上論は、この上論とは違い、単なる公布文の性質を有するものではなく、むしろ今日の前文に相当するものであり、明治憲法の一部を構成するものであった。

／この上論は、日本国憲法の制定の手続きを明示している点で、ここで研究するに値する」。憲法の構成部でない文章だが、制定手続きを明示しているから検討するといふわけ。「枢密顧問」は明治憲法で定められた天皇の諮問機関であり、管制では、『枢密院』と呼ばれていた。枢密院議長・同副議長及び枢密院顧問官からなる合議体で重要な国務につき天皇の諮問に応じ、意見を天皇に提出した(明治憲法五六条)。成年の各親王及び国務大臣もその成員の資格を与えられていた。／憲法改正は枢密院官制によつて、枢密顧問の諮問を経るべき事項とされていた(枢密院官制第六号)から、日本国憲法案も、明治憲法七三条による改正の形をとる限り、枢密院の諮問を経なくてはならなかった。／『諮問』とは意見を聞くことを意味する。諮問機関とは、諮問に応じて意見を述べることの主たる職務とする機関をいう。諮問に対して述べられる意見(答申)は、法律的に諮問者を拘束するものではなく、諮問者はただそれを参考にすればよかった。しかし、天皇の諮問に対する

枢密院の意見は、実際には政府を拘束する

威力を有したので、枢密院はしばしば帝国議会の両院に次ぐ『第三院』と渾名された。

／天皇以外の行政機関の求めによって意見を述べる場合には『諮詢』よりは、『諮問』

が枢密院で議決された時、美濃部達吉顧問

官は、ただ一人これに反対したと伝えられる。』（傍線引用者）「日本国憲法は、右に述べたように、大日本帝国憲法（明治憲法）の改正（全部改正）として成立した。それは大日本帝国憲法第七三条の定めるところにより、天皇により——國務大臣の輔弼に基づき——発案され、枢密院の諮詢を経たのち、勅書で帝国議会に提出され、帝国議会の各院で、総議員三分の二以上出席の会議で、出席議員の三分の二以上の多数でそれが可決され、さらに、天皇によって裁可され、公布された。それは形式的に見る限り、どこまでも大日本帝国憲法第七三条に基づく改正である。』

——それなりに「改正」手続きを踏んでいるのね。チットモ知らなかったわ。

天野 ウン、そのようだね。でも、手続きを踏めばいいってもんじゃないでしょ。そもそも、原理的にそんなことが可能なかね？

「朕が国民主権憲法を『公布せしめる』

なんてことが。

宮沢もここで、「問題は、そう簡単ではない」と論じつつ、以下のように主張しています。

「大日本帝国憲法の改正については、その第七三条の定める手続きによりさえすれば、どのような内容の改正も可能だ、という解釈もあったが、通説はそうは解せず、大日本帝国憲法の基本的建前たる原理——

天皇が神話に基づいて統治権を総攬するという原理（それを当時国体と呼んだ）——は第七三条の手続きをもってしても、改正できないと解した。／前の解釈によれば、大日本帝国憲法第七三条による改正によって、日本国憲法がきわめて合法的に生まれたことは明瞭であるが、後の解釈をとるとすれば、日本国憲法が大日本帝国憲法第七三条による改正だと解することはできない。日本国憲法は疑いもなく、大日本帝国憲法の基本的建て前たる原理、すなわち、国体を変えらるものだと考えなくてはならないから、したがって、この解釈による限り、どうしても日本国憲法成立の根拠は、大日本帝国憲法七三条以外に求めなくてはならなくなる。』

——ウン、法律の論理としてはそれなりに理解できるけど、問題は法理論という次元を超えているでしょう。

天野 そうなんだね。ここでは、なんか改

憲派の右翼みたいな物言いはしたくないんだけど、アメリカを中心とする連合軍への「無条件降伏」下、占領の強制というトンデモない条件の力について、何も語らないのが、とってもおかしいんですね。

——一つ聞き忘れたけど、美濃部さんは、どうして反対したのかしら、たった一人で。

天野 断言はできないけど、法論的に許されないという点に、一番こだわったんじゃないかな。勇敢な人だからね。学者の筋論。

——へー。以前加藤典洋という文学研究者が、評判になった『敗戦後論』（講談社・一九九七年）で、占領にただ一人抗ったと評価してたじゃない。

天野 あれは、トンチンカンなホメすぎ。美濃部は、戦後憲法がつけられると、すぐその解説書を何冊も書いてる。後でふれますけど、そうしたテキストには、占領に抗う意識は宮沢同様にまったく読めない。——アツそうなの。

天野 宮沢も美濃部も、自分の法（解釈）理論を、それなりの整合性をもって組み立てることにのみ熱心。優秀な学者さんで、軍事占領の現実より整合的論理（解釈）作りで、リアルな現実を無視しちゃうんだね。——もつと、キチンと説明してください。とっ

ても大切な問題に向き合っていることは、私でも十分に自覚的なんだから。

天野 ハイ、ハイ(笑)。では、いきます、宮沢は改憲の根拠をどこに求めたのか。彼は、ここで、こう続けています。

「かような根拠は、降伏によって事実上もたらされた憲法的変革に求められなくてはならない。／太平洋戦争の降伏は、日本憲法(実質的意味において)に対して、独立の消滅・領土の縮小・国民主権の確立などの数々の変革をもたらしたと見なくてはならないが、これらの変革は、多くは大日本帝国憲法の下では合法的に許されなかった性格のものであり、その意味で降伏がもたらした憲法的変革は、法律的に言えば、ひとつの超法規的変革、すなわち革命であつたと考えなければならぬ。かような革命によって、降伏とともに、大日本帝国憲法は、形の上では別に変わらなかったが、内容においては根本的変革を経験した。とりわけ、そこで、これまでの天皇主権が否定されて、国民主権の原理が確立された。したがって、この原理に基づいて制定されなければならなかったのである」(傍線引用者)。

長くなりすぎますね。以下の結論は、帝国憲法と戦後の新憲法との間に形式上は法的連続性があるものとするのが「實際政

治上望ましい」とする政治判断から、大日本帝国憲法の第七十三条が「利用され」たのである。と、こんなふう書いていますね。ついでに「マッカーサー総司令部によって起草された」草案にもとづいてつくられたともキチンと書かれていますね。

——占領軍の「草案」でつくられた憲法であることは、占領軍は隠していたんですが、以前から隠しようもない事実として「護憲」派のエースであつた宮沢自身が認めているんですね。

天野 戦後憲法の〈起源〉をめぐることは、実はさらに厄介な問題があります。宮沢らのいう「超法規的」変革だから〈革命〉というしかない〈革命〉は、いったい、いつ、どのような法理に基づいて起きたとされるのでしょうか、という問題です。

——もったいぶらないで、急いでください(笑)。

天野 ここで、美濃部達吉さんに登場してもらいます。一九四七年(七月)に早々と出版された(憲法施行はこの年の5月3日)『新憲法逐条解説』(日本評論社)で、帝国憲法(七十三条)の改正手続きで新憲法が成立したことを強く批判しています。できるだけ新字になおしますね。「此の如き新憲法の制定が旧憲法第七十三条の改正手続きに依りて行はれたことが、果して形式上正当と認めるべきや否やは、頗る疑はしい問題で、旧憲法第七十三条が此の如き根本的変革を

も想定した規定であるとは、容易に思考し難い。同条は欽定憲法の改正手続きに付いての規定で、欽定憲法たることは之を固持し、唯その或る条項を改正する必要がある場合に於いて同条の手續に依るべきものとして居るのであつて、同条に依り憲法の改正を行はせられるのは天皇であつて、議会ではなく、議会は唯之に協賛するに止まるのである。同条の手續きに依つて定められたに拘らず、国民がそれを制定したとするのは、それだけでも名実相反するの嫌(きま)を免れないであらう。／以上の如き非難は唯ポツダム宣言の受諾及び之に基づく降伏条項を考するに依つてのみ之を解くことが出来る。ポツダム宣言及び我が政府の同宣言受諾の申入に対する連合国政府の回答文書中には、何れも、『日本国民の自由に表明せる意思により』平和的な新日本国の政府の形態を決定すべきことを要求して居る。それは国民が新憲法の制定者であり最高権者であるべきことを命じて居るもので、其の命令は我が国に対し憲法に優る絶対の拘束力を有し、而してそれは、我が従来(じゆんらい)の憲法の基礎たる君主主義及びそれに基く欽定憲法主義を覆して、新憲法が国民の自由意思に依り制定せられるべきことを命じて居るのであるから、それに依りて従来(じゆんらい)の憲法は既に廃棄せられて居たもので、唯新憲法の

制定に至るまで一時其の効力が継続することを認容せられたことに止まるのである。

／それであるから我が国としては、新憲法の制定に当っては、必然に国民の自由なる意思の表明に依らねばならぬ拘束を受けてゐたのである。唯国民の自由なる意思の表明を得る為に如何なる方法を取るべきかについては、降伏条項の中にも別に指示する所は無く、而も憲法制定の為に、政府は形式上は旧憲法七十三条により之を決するものとするが、国民の自由なる意思の表明を得る為の最も適切な方法であると思惟し、因つて此の方法を取ることと為したものに外ならぬ……。

——ストップ。長すぎます。結局ポツダム宣言の受諾が「革命」だったという理屈なのね。

天野 そうです。これは戦後の憲法学会を広く長く支配した「八月革命」説の美濃部による解説といえますね。

——誰が言い出したの。

天野 もちろん、宮沢俊義です。新憲法「公布」(四六年十一月三日)前に、一九四六年五月号の『世界文化』に書かれた「八月革命と国民主義」がそれです。宮沢はもちろん美濃部の高弟だったわけですから、美濃部の「枢密院」でのたった一人の反乱(反対)の「欽定憲法の手続きで国民主義憲法がつくれるわけがなからう、どうするのだ」

との怒りが、八月革命説をつくりだしたのかもかもしれませんね。

——エーと。話がドンドン難しい方向へ向かって流れだしていますし、また八月革命説そのものも検証されていません。時評としての問答としては、次回以降も続けていいか、決めかねますが……。

天野 戦後憲法と「敗戦後80年」を語るるとき、どうしても、前提的に必要なことだと思つて話し出しました。やはり大テーマ、それだけで大変です。次回から毎回時評と二本立てを目指して、ガンバル方向で、どうでしょうか。

——ハイ、そうしましょう。どこまでお付き合いできるかわかりませんが。

それと、天野さん、この前の集会『昭和100年』継続する天皇制国家の戦争・植民地責任の未清算 4・28沖繩「デー集会」でもお会いしましたね。反天皇制の実行委の中での論議の紹介も、できたらお願いします。

天野 本当に肉体的にはギリギリ。やっと集会にだけは参加している状態ですが、できるだけ、そうしていきたいと思ひます。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)

●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX番号をお知らせください。頒価・送料を記した払込取扱票を品物と共に送りいたします。「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京

市民意見広告運動

TEL 03-6435-2030
FAX 03-6435-2031

* 「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

* 「九条実現バッジ」(絵柄はA・B)の頒価

・大 300円(10個以上、1個250円)

・小 250円(10個以上、1個220円)

* 「九条実現シール」

(大・中・小シールの3種で1枚)の頒価

・1枚 300円



ガザの外側の、 私(たち)の混乱

田浪 亜央江

四方八方とつちらかってしまっている。机の上も、パソコンのデスクトップも、私の頭のなかも。ガザのニュースを見ているとほかのことはどうでもいいように思え、失礼ながら本稿も後回しになり、本来の締め切りは大幅に過ぎてしまった。

何から書き始めていいのか分からない。「停戦」が発効した今年の1月19日が、もうはるか彼方のことのように思える。イスラエル軍がガザ中心部から撤退することだけが明確な停戦合意なんて、簡単に崩壊するとは思っていた。それにしてもあまりにひどい展開だ。「第一段階」の6週間が終わるとイスラエルはガザへの人道支援物資の搬入を全面的に禁止し、そのおよそ2週間後にはガザ攻撃を全面的に再開した。そして5月18日以降は、もう使える言葉が思

いつかないが、マスコミ的には「今年最大規模の地上侵攻」などと言われる事態が始まっている。しかし「最大規模」の攻撃も「最悪の事態」も、その酷さ悲惨さはほとんど更新されていく。

「停戦」後のガザの人々が見せた、はしゃぎぶりや意気軒昂ぶりに驚き唾然とした日々が懐かしい。廃墟になった自宅に戻り、さつそく井戸を掘ったり、野菜を植えたり。あれだけ過酷な経験をしたあとで、生き残った人たちが見せる屈託のない笑顔をどう受け止めて良いのか分からなかった。むしろん表に出て来られないほど身体的・精神的に痛手を受けた人たちが、その背後に大勢いることは想像するとしても。

個人的に一番当惑したのは、4月のあたりに連絡をとってきた27歳の若者J君とビデオチャットした時だった。彼のいる家は今にも崩れそうだし、周囲も瓦礫の山だ。しかも、すでに「停戦」は崩壊し、イスラエル軍がガザへの食糧搬入を完全に止めて一カ月がたっていた。そんな状態にもかかわらず、「アートプロジェクトを始めたいから支援してもらえないか」なんて言ってきたのだ。

J君は画家のファトヒ・ガビンさんの孫で、90年代後半からガザ封鎖前の2000年代の初めまでガザを何度か訪ねていた

頃、私はガビンさんの世話になった。その後ガザに入るのが難しくなり始めると、私は無理をしてガザに行こうとは思わなかったし、それを実現できる条件もなかった。ところが最近になって偶然にもガビンさんの娘のRさんと連絡を交わすようになった。矢先、ガザでの事態が起きたのだ。がん治療中だったガビンさんは、病院さえ攻撃されるような事態のなかで治療を受けられなくなり、苦しみながら亡くなった。娘のRさんはガザから避難し、その後は連絡も途絶えていた。ガザにいるJ君はおそらく、親戚であるRさんから私のことを聞いて連絡して来たのだと思う。

状況が改善する見通しを示す材料が何もいなか、J君たちが飢餓状態に陥るのは時間の問題だった。しかし、「食料が尽きたらアートプロジェクトどころじゃなくなるのでは」なんて、言えるわけがない。それとなく聞いてみると「食べ物のことだけ考えている人もいるが、僕は別のことを考えたい」という。悠然とアートプロジェクトのことを語り続ける彼を見て、何だか我に返ったような気がした。先のことはどうなるか分からないが、何か少し先の希望がなければ生きていけない、ということも分かる気はする。それで周りの人にも協力して頂いて、ある程度まとまったお金を送金

した。不思議に思うかもしれないが、こんな状況にもかかわらず、ガザへの送金はまだ出来るのだ。むしろ高い手数料を取られるから、送金による手数料ビジネスがジェノサイドのなかで続いているのだと思うとげっそりする話ではある。

通信状況の悪いなか、たまにビデオチャットがうまくいって顔を見るたびに、J君の頬はこけ、顔色は黒ずんでいった。そして「今年最大規模」が始まる前日、家族で避難の相談をしているという連絡が来た。家族と言っても母親と弟のことしか話に出ないから、父親や他の兄弟はすでに亡くなっているのだと思う。空腹と恐怖のなか、気持ちを鎮めるために一日中本を読んでいた、というメッセージも来た。翌日にはなかなかエンジンのかからないオート三輪に荷物を積み込み、J君が弟や母親を乗せて避難している短い動画が送られてきた。

ジェノサイドの渦中にいる人がSNSで外の世界に連絡する。受け手はオフィスでパソコンに向かっていたり、家族と食事中だったりする。ジェノサイドと呼びうる出来事は、歴史上何度もあったけれど、こんなSFめいた状況は、いまだかつてなかったことだろう。自分たちが集団的に殺戮されていく、その理不尽極まりない現場を世界中の誰も知らない、という状況と、自分

たちの状況を受け取っている相手が、まったく変わらない日常のリズムを守って生活している、という状況。どちらも想像するだけでたまらないが、後者の場合絶望感だけでなく、怒りや世界への呪詛の念を抱いたとしても無理はない。なのに、J君含めガザの人たちは、私が目にする限り冷静で、達観さえしている。少なくとも、そうあるうと努めているように見える。ガザからのメッセージを受け取る外側の世界のほうがはるかに取り乱し、混乱している。

その混乱の最近の極端な事例が、ワシントンで起きたイスラエル大使館員銃撃殺人事件だと思う。銃撃後、大きな声で「Free Palestine」と大声で叫んだ犯人は、シカゴに住む31歳の男性で、長く左派の運動やパレスチナ連帯に関わって来た人物だと報道されている。

「無実のイスラエル人の若いカップルが殺された、みたいに報道されてるけど冗談じゃない。シオニストである限り、無実な人間なんかいない。武装闘争にすべて反対するのは間違ってる」。夜10時近く、真っ暗な高速道路を走る車の助手席で、背後から米国出身のRさんが早口でまくし立てているのが聞こえてきた。この事件の報道が流れた翌日のことだ。英語だしちょっと疲れているので、聞いているだけで私の意見

は言わない。運転している英国出身のJさんも、「ふんふん」と相槌を打っているだけだった。

Rさんとは考えが一致することが多いし、彼女の活動家としての行動力からは学ばせてもらってばかりいるのだが、こういう問題になると立場の違いを感じる。一度ちゃんと話したほうがいいには違いないが、お互い忙しいし、会うたびに話す話題はたくさんあるしで今日まで来てしまった。そういえばこの日は、彼女に対してちょっと腹をたてる出来事もあった。せっかく遠くのH大学まで来てパレスチナ映画を上映したというのに、上映素材がお粗末で、映画を味わうには程遠い環境だったのだ。作品への冒瀆だとさえ思ったが、オルガナイザーはRさんで、私はRさんからコメントーターを頼まれた立場だったから何も言うまいと飲み込んだ。

帰宅するとJ君から、今の避難先も危なくなつたから別の場所に逃げることを検討中だというメッセージが入っていた。ニュースのほうではイスラエル大使館員銃撃事件に便乗して、アメリカの下院議員がガザに核を使用せよと言っている。おかげで本稿を書き始めるのが、また一日延びてしまった。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)



『分離はやっぱり差別だよ。』

大谷恭子著

現代書館 2025年2月刊 2200円(税込み)

19歳の時に連続4人射殺事件を起こした永山則夫元死刑囚らの弁護士を務めた著者の原点は、障害を理由に地域の小学校で学ぶことを拒まれた金井康治さんとの出会いにあったという。弁護士2年目で、障害に応じて学びの場を分ける「分離教育」が本格化した1979年のことだ。以来40年以上にわたり、共に学ぶ「インクルーシブ(包摂)教育」の実現を阻む差別の解消に傾注してきたが、昨年10月に74歳でこの世を去った。

遺作となった本書は、亡くなる3ヵ月ほど前に日本弁護士連合会の主催で行なわれた大阪講演がもとになっている。私も取材に赴いたが、歯切れよさも差別と闘う姿勢

も健在だった。国内外の歩みを概観し、未来への提言で締めくくった講演の核心は、タイトルの「人権としてのインクルーシブ教育」にあった。

インクルーシブ教育とは何か。日本も批准した国連障害者権利条約や条約の解説文書(一般的意見第4号)によれば、全ての子どもに通常学級で必要な支援を得ながら学ぶことを基本的人権として保障することを意味し、制度や実践の変革が不可欠とされる。

日本の現状はこの国際標準からかけ離れている。人権として保障する機運は乏しく、多様な子どもたちが共に学べる通常学級への改革も進んでいない。これはひとえに国がインクルーシブ教育について誤った解釈のもとで政策を進めている影響が大きい。

国際標準のインクルーシブ教育は通常学級に多様性を持たせることだが、文部科学省はそれとは逆に特別支援学校・学級を含めた「多様な学びの場」を設けることだと言いつける。実態は分離教育と変わらぬ、通常学級を変えないままでは「インテグレーション(統合)教育」にすぎない。

2022年に国連から、分離教育の廃止に向けて通常学級の改革を進めるよう勧告されたが、文科省は応じていない。自治体の動きも鈍い。

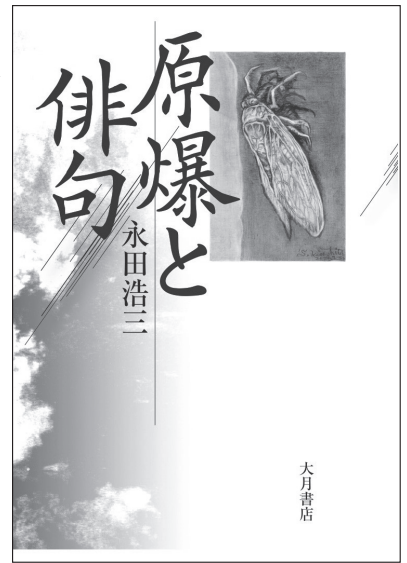
この国の現在地を象徴するのが、著書が弁護士団長を担った「川崎裁判」だ。川崎市在住で人工呼吸器を利用する児童と保護者が、小学校への就学を市教育委員会が認めなかったのは差別に当たり違法と訴える訴訟を起こしたが、20年の横浜地裁判決は市教委の裁量権を認めて家族の訴えを退けた。時代錯誤の判決に著者が悔し涙を流した情景が記憶に残る。

障害者権利条約批准に向けた法整備として13年に改正された学校教育法施行令では、本人・保護者の意向を最大限尊重するとされたが、この制度改革では不十分であることが浮き彫りになった。就学先の決定権はあくまでも教育委員会にあるからだ。続く差別に怒りをたぎらせた著者は、地域の学校を希望した場合に拒否されない制度の創設を訴える。

著者自身、金井さんと出会うまで障害者との関わりはなく、当事者の見慣れぬ所作に戸惑い、自らの差別意識を痛感せざるを得なかったという。障害のある子を締め出し、差別意識を生み出す教育と如何に決別するか。第一人者が残した「遺言」は確かな道しるべになる。

成田洋樹

(なりた・ひろき/神奈川新聞社記者
兼論説委員)



『原爆と俳句』

永田浩三著

大月書店 2024年12月刊 3080円(税込み)

海に鴨、発砲直前かもしれない 山口誓子
この書の一冊初めに採られた句です。それに続く文で著者は次のように書かれています。

「大海原、広い空。鴨が悠々と飛んでいる。だがそれを撃ち落とそうと狙っている奴がいるかもしれない。これまでののどかさが一変する。緊張感があふれ、冷え冷えとした世界がそこにあった。戦争を記録するのは短歌ではなく俳句かもしれない。このことがずっと心の奥にひっかき傷のように残った。」

丁寧な解説で俳句一つ一つに込められた作者の心を浮かび上がらせ、時代背景を検証

し、現代の状況へ警鐘を鳴らしています。

本書の構成は八章。「原爆俳句までの軌跡」、「第二芸術論の衝撃」、「ヒロシマを詠む」、「ナガサキを詠む」、「東京から原水爆を詠む」、「表現者たちの格闘」、「沖繩と福島」、「原爆と川柳」。どの章も、そこに紹介されている俳句や人々の姿は、立ち止まらずにはいられない感動、衝撃をもたらします。

戦前戦中に弾圧を受けた『京大俳句』などの俳誌には、痛烈な想いが込められた句が掲載され、治安維持法の逮捕を恐れずに表現した若者たちの姿があります。

憲兵の怒気らんらんと廊は夏 新木瑞夫
埋めて敵なることを忘れるたり

波止影夫
ヒロシマとナガサキについての章は原爆で大切なひとを失った句が哀切で胸が苦しくなります。

腹を紫にして死にましたと妻もう哭くな 紺野耕一
弁当腐りゐたり焦土に子を探す

和多野石丈子
長崎の松尾あつゆきの俳句は、妻と三人の子を亡くした慟哭に満ちています。手書きのガリ版刷り冊子『火を継ぐ』は八月九日当日から書き始められて、四十七句。

〈十日長男遂に壕中に死す〉
母のそばまではうてでてわらうてこときれて

〈十五日、妻を焼く 終戦の詔下る〉

なにもかもなくした手に四枚の爆死証明『火を継ぐ』の表題は、亡くなった妻を焼く時の火を継ぐところからの言葉だそうです。この句集は一九四六年に発行されましたが、「検閲に抵触し長い間世に知られることはなかった」とありました。検閲とは誰が何のためにしたのでしょう。戦前は軍政に抗う言葉を弾圧し、敗戦後は米国の思惑のもとに真実を伝える言葉を隠し通そうとした。そのいびつな政権が今も続いて、再び戦争へと邁進していることに慄然とします。祈るべき天とおもえど天の病む

石牟礼道子
ほかにもたくさんの人々、土門拳、渥美清の俳句なども紹介されています。最終章の川柳についての文芸評論家、胡桃沢健の言葉も印象的です。「権力によって口を強引に押し開けられ、理解しがたい理不尽な現実を放り込まれ、飲み下すことが強制される時代。(略) 民衆の抵抗の盾とする。それが川柳だ。」

読み進めていくにつれ、著者の俳句に対する、政権の悪に対する熱い思いに打たれて感動が深まります。膨大な量の資料、八年をかけた取材、厳選された秀逸な俳句。多くの方に読んでほしい書です。

青山晴江 (あおやま・はるえ/本誌会員・詩人)

市民意見広告運動 事務局だより

第27回意見広告を掲載して

2025年期(第27回)市民意見広告運動の意見広告を、5月3日憲法記念日に全国紙2紙をはじめ全6紙に掲載しました(広告本文や全掲載紙名については本誌2〜3ページ参照)。

今期市民意見広告運動に寄せられた賛同は、お名前を紙面に載せることができる締め切り日4月7日までで9011件、今期最終日である4月30日には9181件に達しました。ご賛同、まことにありがとうございます。

すべての賛同者・賛同団体の方に、報告書・会計報告・原寸大の意見広告抜き刷り(毎日新聞社版)をお送りします(6月中を予定)。

また、5月3日に東京・有明防災公園で開催された憲法大集会で、今期意見広告抜き刷りを配布しました。その際に「賛同しました」とのお声がけをしてくださる方があり、同志に会った心強さを感じました。

今期意見広告への反応としては、内容に対する賛同・抗議の意見表明は例年より少なく、「賛同したのに名前がない」、「名

前が見つからない」といった問い合わせが数件ありました。今回は賛同者名掲載を縦方向にしたため、横方向に比べて探しづらかったかもしれません。問い合わせに応じた事務局ボランティアも、賛同者の方のお名前を紙面上で探すのに若干苦勞しました。

なお、今年も敗戦80年、紙面中央に「80」のシルエットを配するとともに、レイアウトもこれまでにないデザインとなっているため、皆さまからのアンケートでの反響が楽しみです。

◎掲載紙について

今期意見広告本文にもあるように「戦争の準備」は沖繩、南西諸島のみならず、敵基地攻撃の拠点候補として九州へも及んでいます。そのため、掲載地方紙として、沖繩2紙と八重山毎日新聞に加え、今回初めて大分合同新聞を選択しました。沖繩から九州に至る軍事要塞化に抗して連携する現地の動きを注視していきたいと思えます。

◎事務作業ごぼればなし

意見広告賛同情報の処理作業をしていると毎期少なからず物故連絡があり、ご高齢の賛同者が多いことを実感します。しかし、同時に憲法集会等に参加が困難な高齢者の

方の意思表示の場として意見広告(紙上のデモ)があることも実感します。

今期賛同伴件数は前期より少ないのですが、賛同金総額については大幅な「減少」をまぬがれました。複数回賛同してくださった方や、多額の賛同金をお送りくださった方が、例年に比べ多いことがその理由と思われまます。物価高騰が生活を圧迫するなかでも、国内外における正義と秩序の崩壊に対しなにかの形で意思表示しなければという賛同者の方々の心の表れといえるでしょう。

賛同金送金の振込用紙に書かれた、「いつも作業ご苦勞様です」等の労いのコメントを時々いただきます。それは事務局ボランティアにとって、とても励みになります。ただ、賛同者の皆さま同様、我々もタツフも高齢化という悩ましい問題を抱えながら活動を続けています。

寺崎日名子(てらさき・ひなこ)市民意見広告運動事務局ボランティア



★戦争へ引きずられる

福岡県福岡市 脇 義重
「対中理念先行の『戦域』を中谷元防衛相がこの3月、米国務長官との会談で発言した。もとより憲法に違反します。このように急ピッチでの「戦争」強化の遂行に現実の準備が引きずられる怖さを感じます。

★言い続けよう

東京都三鷹市 八代俊長
古今東西、権力に近づく者は尋常ではいられなくなる、のは世の理なのでしようか。戦争、原発、人権……とにかく言い続けるしかないのです。

★もとに天皇制がある

奈良県天理市 福西清三
選択的夫婦別姓反対の背景には天皇制があるように思っています。

★国をまともにする3つのこと

- ・ 東京都小金井市 可知めぐみ・可知 亮
 - ・ 8月15日をきちんと「敗戦の日」とすること
 - ・ 憲法1条〜8条を改正（なくす）こと
 - ・ 死刑をなくすこと
- でなければこの国はまともにならない。

★緊急事態を軽々しく言うな

愛知県新城市 丸山俊治
No.208号を読んで、緊急事態条項を軽々し

くもてあそんでほならないと思えました。それは民主主義の死刑判決だと歴史が教えていると知りました。

★国会で議論されない怖さ

京都府京田辺市 小林将夫
非戦の憲法9条が現存する下で大軍拡の予算が議論もなく、国会を通過する現状が怖いです。

★同感や考えさせられる

秋田県秋田市 渡部雅子
無言館の表紙をはじめ視点が違う意見には、同感したり考えさせられたりしています。

★憲法を壊すな

奈良県奈良市 園部勝章・典子
日本国憲法のすばらしさ（平和、子どもたちの教育のためにもすばらしい）を壊してはいけません。

★希望を忘れず

愛媛県越智郡 森本栄二
いつも「市民の意見」を拝読することを楽しみにしています。物価高、世界情勢等、ため息をつくことばかりですが、希望を忘れず生きていきましょう。

★戦争は国家が行なう犯罪行為だ

新潟県新潟市 五十嵐政晴
戦争とは悪であり、国家が行なう犯罪行為だ！ 戦争につながるようなものに反対する。

編集委員

- 阿部めぐみ
- 天野恵一
- 有馬保彦 (本号担当)
- 梶野 宏
- 北原博子
- 西田和子
- 横山道史
- 吉田和雄

市民の意見30の会・東京 2024年度 (2024.5~2025.4) 会計

収支計算書

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|----------|------------|---------|------------|
| 一般会費 | 937,500 | 印刷費*3 | 1,785,720 |
| 協学会費 | 390,000 | 発送費*4 | 889,737 |
| 敬老会費 | 1,590,000 | 編集経費*5 | 416,260 |
| グリーン会費 | 10,000 | 旅費交通費*6 | 1,078,800 |
| (会費小計) | 2,927,500 | 家賃 | 1,623,899 |
| カンパ | 1,528,050 | 通信光熱費 | 251,714 |
| 事務所費分担*1 | 1,200,000 | 事務経費 | 142,716 |
| 雑収入*2 | 52,914 | 銀行手数料*7 | 26,665 |
| 受取利息 | 667 | 諸会費 | 110,200 |
| | | 租税公課*8 | 1,050 |
| 収入計 | 5,709,131 | 支出計 | 6,326,761 |
| | | 収支差額 | ▲ 617,630 |
| 前期繰越 | 11,903,922 | 当期残高 | 11,286,292 |

貸借対照表 (2025年4月30日現在)

| 資産の部 | | 負債・資本の部 | |
|------|------------|---------|------------|
| 現金 | 29,936 | 預り金*9 | 70,000 |
| 預貯金 | 13,049,891 | FIY基金 | 2,203,535 |
| 敷金 | 480,000 | 正味財産 | 11,286,292 |
| 合計 | 13,559,827 | 合計 | 13,559,827 |

(*1)「意見広告運動事務所」経費分担金。(*)2)グッズ、会報販売。(*)3)会報、封筒、振替用紙等印刷。(*)4)会報ほかDM便等。(*)5)執筆謝礼図書カード、打合せ通信交通費ほか。(*)6)事務所通所費(意見広告運動関係含)ほか。(*)7)郵便振込通知票発行料含。(*)8)収入印紙代。(*)9)意見広告運動賛同金預かり分。

2024年度の会計報告をお届けします。会費収入は昨年度比14%減、高齢化に伴う退会と新入会会員の減少によるもの。昨年に続き収支赤字で、昨年度に比べ2.8倍に増加。基盤財源のゆとりで当面はしのげますが、会活動活発化の課題は待ったなしになっています。

☆会計を担当して5年余、今回の会計報告を以て後進に道を譲ります。皆さまお世話になりました。☆とはいえ、しばらくは「ネコの手お手伝い」を続けます。(会計担当: 対馬芳)

編集後記

★4月17日に亡くなった1934年生まれの本野義雄さんについて書いておきたい。

私と彼の交流の場所は、本誌の編集を共にし続けたという、ここ以外には、まったくなかった。ゆえに、決して短いとはいえないつきあいではあったが、深いつきあいは持てなかったもので、私は本野さん個人について、よく知っているわけではない（プライベートのことの知識はゼロ）。トンチンカンな表面的な人物評になってしまうことを恐れる。

彼は、いつも若いころからの友人であったと聞かされていた、高橋武智さんと二人で私の前に存在していた。彼は武智さんとはほぼ対極のキャラクターの持ち主で、いつも冷静沈着で、必要な発言はキチンとするが、ムダ口と自分が判断するような話は一切しないというタイプの人物であった。

私は、『となりに脱走兵がいた時代』へジャテック、ある市民運動の記録（思想の科学社・1998年）に収められている、彼の二つの論文（『脱走兵通信』と『ジャテック通信』）『方針転換』と米軍解体運動』を読みなおしてみた。それは、テレビ局に勤めながら彼

が担った「脱走兵」運動の、海外への脱走援助から軍に残ったの反軍活動への援助への大転換の時代を主体的に担い続けた人間でなければ書けない、リアルで過不足のないレポート（分析）がためこまれたものであった。

本誌で彼は映画評を連載した。それは知的エリートの途を淡々と歩いた、彼らしい、かつて「アート・シスター」系あるいは「岩波映画」系ともいえるべき作品を好んで的確に論じた素敵な批評であった。それは、B級（大衆映画）好みの私とは対極に存する批評ではあったが、私も愛読者の一人ではあった。

もう一つ、ニュースの編集の延長線で、高橋さんと私と彼の三人が責任編集者となった本づくり（『核の力で平和はつくれない』）があった。神田にあった三省堂の前で彼と待ち合わせ、トボトボと出版社である合同出版まで三人でよく歩いた記憶がある。それは（2011年3・11福島原発震災）後の事である。「意見広告」にひっかけた九条改憲反対と反原発を組み合わせたテーマの本づくりであった。2012年3月16日にも三省堂前で会っていた。この日、「吉本隆明が亡くなったね……」と武智さんが私に知らせてくれたことをよく覚えている。「反原発運動」を罵る『週刊新潮』イ

ンタビューが最後の言葉（社会的発言）となった、このかつての新左翼の大イデオログについて三人でなにを話したのか、話さなかったのかは、まったく覚えていない。

本当に、本野さんからはもつとキチンと話を聞く機会をつくっておくべきだった。残念（天野恵二）

★新刊の鶴見俊輔『人が生まれる』を読んだ。72年に刊行され今年再版された。その解説で「ツルシユン」という呼び名を知った。アナーキストやアナーキズム研究者がそう呼ぶという。「ツルシユン」とは鶴見俊輔。彼は雑誌『展望』（70年）の「アナーキズム特集」で「方法としてのアナーキズム」を論じ、アナーキズムに対する好意的な評価を持ちながら、類型概念としてのアナーキストには、違和感を持ち続けていたように思う。そのころ「俊輔さん」と呼ばれた彼は、非暴力直接行動を体を張って一人の責任として行なっていた。（有馬保彦）

計報

本会元共同代表であり本誌元編集長を務めた本野義雄が、2025年4月17日、死去いたしました。享年90歳7ヵ月。ここに謹んでご報告いたします。